

令和8年第1回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和8年3月4日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 同意第 1号 | 新冠町公平委員会委員の選任について |
| 第 6 | 報告第 1号 | 例月出納検査等の結果報告について |
| 第 7 | 議案第 3号 | 新冠町課設置条例及び新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 4号 | 新冠町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 5号 | 新冠町移住促進住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第 6号 | 新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 認定第 7号 | 新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 認定第 8号 | 新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 認定第 9号 | 新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第10号 | 新冠町緊急通報システム端末電話機設置事業条例の制定について |
| 第15 | 議案第11号 | 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第16 | 議案第12号 | 新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について |
| 第17 | 議案第13号 | 令和7年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第18 | 議案第14号 | 令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第19 | 議案第15号 | 令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第20 | 議案第16号 | 令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第21 | 議案第17号 | 令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |
| 第22 | 議案第18号 | 令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算 |
| 第23 | 議案第19号 | 令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算 |
- 閉議宣告

◎出席議員（11名）

1番	酒井益幸君	2番	海馬澤真紀子君
3番	長浜謙太郎君	4番	中山千鶴子君
5番	野中一生君	6番	竹中進一君
7番	秋山三津男君	8番	但野裕之君
9番	武藤勝國君	10番	武田修一君
11番	氏家良美君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	山本政嗣君
副町長	佐藤正秀君
教育長	下川徳久君
総務課長	島田和義君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
産業課長	鷹嘴寧君
保健福祉課長	新宮信幸君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	三宅範正君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君
管理課長	佐々木京君
社会教育課長	工藤匡君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	曾我和久君
産業課総括主幹	磯野貴弘君
保健福祉課総括主幹	二本柳成児君
管理課総括主幹	伊藤美幸君

管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
代表監査委員

楫川聡明君
坂元一馬君
妹尾巨知君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局庶務係長

田村一晃君
榊拓己君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和8年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番、中山千鶴子議員、5番、野中一生議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月13日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、3月6日から9日まで及び11日の5日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって3月6日から9日まで及び11日の5日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から御手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、御手元に配布したとおりですので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申出がありましたのでこれを許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 本日、令和8年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

議長から発言の許可を賜りましたので、令和7年第4回定例会以降の主要な行政の動向につきまして、項目の順に従いまして御報告を申し上げさせていただきます。

はじめに、「あったか暖房費の助成事業実施結果について」でございます。

町では、低所得世帯における冬季間の暖房費の負担軽減を目的といたしまして、町民税非課税世帯のうち、高齢者あるいは障害者等の要配慮者の世帯に対しまして、1世帯当たり1万円の暖房費助成を制度化し、実施をしております。

本事業は、灯油価格の動向を踏まえまして、単年度ごとに実施を判断しておるところでございますが、エネルギー価格が高止まりをしている令和3年度以降は、毎年度実施をさせていただいております。

関連予算につきましては、本年第2回定例会において議決を頂きまして、財源は前年度と同様「物価高騰対応重点地方創生臨時交付金」を充当することといたしました。

支給申請の受け付けにつきましては、9月8日から2月2日までの約5か月間といたしまして、町政事務委託文書によるチラシ配布に加え、町広報誌への記事掲載、あるいは地域のケアマネジャー等の御協力も頂きながら、制度周知を図ってまいったところでございます。

その結果、前年度と同程度の375世帯から申請がありまして、審査の結果、町民税の課税世帯に該当するなどの理由により、支給対象外となった22世帯を除きまして、高齢者世帯320世帯、障害者世帯18世帯、ひとり親世帯15世帯の計353世帯に総額353万円を給付させていただいております。

今後におきましても、社会情勢や町民の生活実態を注視しながら、町民生活の一助となるよう、福祉施策を実施してまいりたいと思います。

次に、「青年団体との懇談会の実施結果について」御報告いたします。

令和7年第4回定例会の町政懇談会に関わる行政報告におきまして、青年団体との懇談会を開催予定であることを御報告し、若い世代の意見をしっかりと聞き取りたいと申し上げたところでございますが、定例会後の12月17日、町青年団体連絡会議を構成いたします各団体の皆さんと懇談会を開催いたしましたので、御報告申し上げます。

ふるさと祭りやろうそく出せ、さらには、レ・コード館内でのクリスマスツリーの装飾など、当町における若者の主体的な活動は、他町にはない意義ある取り組みであり、当町

のまちづくりを明るく照らす大きな力であると考えているところでございます。

このたび、町内青年団体との懇談会を実施したところでございますが、これは私の公約である次世代につなぐまちづくりを進める上で欠くことのできない対話の機会であると、そういった特別な思いを持って実施したものでございます。

当日は、5団体から22名の青年に出席を頂きまして、まちづくりの現状について説明をさせていただいた後に、意見交換を実施いたしました。

意見交換の中では、農地の継承に関する事、あるいは青年団体の活動の継続に関する事、さらには子育てに関する支援体制に関する事など、幅広い御意見や御提案を頂いたところでございます。

これらの御意見には、未来に向かって新冠町を引き継いでいきたいという強い思いが共通して、流れており、まちの未来を次世代へ確実につないでいきたいという私の思いと、見つめる先は同じであるというふうに受け止めまして、改めて心強く感じたところでございます。

出席された青年の皆さんとは、懇談会そして親睦会と短い時間ではございましたが、未来に向けた思いを共有する貴重な機会となりました。

言うまでもなく、まちづくりの歩みは立ち止まることはできません。

今を生きる世代から未来を担う世代へと新冠町をしっかりと引き継いでいくために、今後も町民の皆さんとの対話を大切に、そしてまちづくりを推進していく所存でございます。

次に、町が独自に実施いたしました給付金事業が、2月28日をもって受付事務を終了いたしましたので、結果について御報告申し上げます。

物価高騰が町民生活に大きな負担を強い、少なからず全ての町民に影響を及ぼす、そのような社会情勢が長期にわたって継続をしております。

そのような社会情勢の中、町が実施いたしました独自の給付金事業、これは国の臨時特別給付金の支給を受けなかった世帯、2015世帯を対象といたしまして支給額を1世帯当たり1万5000円として給付をいたしました。

また、子ども加算といたしまして、18歳以下の子ども623人に対し、各5000円を加算して給付することで、物価高対策と同時に子育て支援対策としても実施させていただいたものであります。

申請受付は、昨年10月14日から開始をいたしまして、申請受付後、随時給付事務を行い、2月28日現在、総給付世帯1849戸、給付総額3063万円、給付率は93.3%となりました。給付に至らなかったケースでございますが、居所不明のほか、申請の意思表示がなかった方々でございますが、再三の意思確認に対しても回答がなかった方々でございます。

この給付金事業の実施に当たりましては、担当職員の負担が大きいことが事業実施上の支障というふうに言われているところでありますが、このたびの給付金事業におきまして

は、役場内で横断的に取り組んだことで、特定の課、職員の負担軽減を図ることができたなど、今後同様の取り組みの糧となる給付金事業であったとも捉えているところでございます。

今もなお、物価高騰の社会情勢が続く中、物価高対策は国の政策をもってしっかりと取り組んで頂くことが本来というふうに考えますが、町といたしましても町民の生活に寄り添った施策の推進について、今後も十分に意を用いていく考えでございます。

次に、「旧青年の家無償貸与に係る事業者の募集結果について」御報告いたします。

青年の家は長年、町が運営する研修宿泊施設として、多くの方々に利用され、愛された施設で、町外の高校部活動の合宿施設としても利用されてきましたけれども、利用者数の減少などを理由に、令和7年3月31日をもって教育施設としての役割を終えるに至っております。

令和7年度に入り、関係各課は旧青年の家利活用の協議を開始いたしまして、既存建物の建築規制の確認、あるいは新たな利用の可能性など、多角的な協議を行った結果、施設用途は旅館、宿泊利用に制限されることなどを確認した上で、使用目的を旅館、ホテルなど宿泊施設としての利用及び建物維持管理を借受人が行うことなどを条件に無償で貸し付けることといたしまして、9月19日から11月30日までの間、借受人の募集を行いました。

募集開始後は、町政事務文書での町内周知のほか、各種新聞報道等によって広く町内外に募集情報を発信したところであります。

その結果、町内の法人2社と町外の法人1社の計3社から応募がありまして、募集要項等の定めに基づいて選考委員会において、借用候補者が選考されました。

選考されましたのは、浦河町の一般社団法人ゼロネクストワンでありまして、主にスポーツ合宿の誘致、受入れ及び高齢者向けの健康運動支援を行う団体で、同法人は、旧青年の家を合宿の誘致と受入れに加え工事労働者向けの宿泊施設として運営するほか、高齢者向けの運動教室の開催をも計画するということが、町が求める募集要件に合致するとして借用候補者に選考されたものでございます。

選考委員会は、1月20日に開催され、直ちに選考結果の報告を受け、同日付けでこれを承認したところであります。

旧青年の家は、今後、準備期間を経て、新たな施設に生まれ変わりますけれども、多くの方々に引き続き愛され、まちづくりに資する施設であり続けることを願ってやみません。

町としても、運営を担うゼロネクストワンと連携を図りまして、運営の波及効果が多方面に及ぶよう尽力をしていく考えでございます。

次に、「JR用地の取得について」御報告いたします。

令和3年3月31日をもってJR日高線は廃止となりまして、翌4月1日からは鉄路が担ってきた公共交通の役割が全面的にバス交通へ転換されました。

以降、公共交通の確保と維持は、日高管内7町に共通する重要な政策課題として、7町

が協働で協議を進めてきたところでもございます。

一方、鉄道の廃止に伴いまして、沿線各町にはJ R北海道が有する鉄道用地が残ることとなり、当町におきましても、将来的なまちづくりの観点から、活用の可能性がある用地について、J R北海道と譲渡に係る協議を進めてまいりました。

これらの協議は、町が将来的な活用を見据えて用地の取得協議を行う一方で、J R北海道においては譲渡に伴う各種許認可手続や関係機関との事務整理が必要となり、時間を要する事務作業でもございましたけれども、令和7年1月1日付けで無償譲渡契約を締結し、その後12月16日付で登記手続が完了いたしました。この関係について御報告を申し上げます。

今回、譲渡を受けた用地は、旧節婦築港踏切から稲荷川までの区間で延長1397メートル、面積25688.73平方メートルの節婦市街地を中心とする区間、及び新冠市街地線1号支線から山藤宅付近までを区間とする延長1512メートル、面積にして25122.72平方メートルの新冠市街地を中心とする区間でございます。

いずれの用地につきましても、土地の評価額と用地附帯物の撤去費用を等価とする考えのもと、町が無償で譲り受ける契約となっており、取得用地は、幅員が限られていることから、建造物の建築用地としての活用には制限があるものの、住宅地等に隣接する市街地内の土地が多くを占め、将来的に利活用の可能性を有する土地であると考えているところであります。

今回の取得により、これらの用地が町有地となりましたことから、今後におきましては、町全体のまちづくりの方向性を踏まえつつ、関係者等の意見を聞き取りながら、利活用の方策について検討、協議を進めていく考えでございます。

次に、移住促進住宅及び朝日開拓婦人ホームの2件の公売を実施いたしましたので、結果について御報告を申し上げさせていただきます。

今回実施いたしました2件の公売につきましては、公売財産の用途や性質は異なるものの、いずれも町有財産として一定の役割を終えた施設と判断をし、人口減少社会における住環境の確保と、将来を見据えた土地、建物の有効活用を目的として実施をしたものでございます。

はじめに、移住促進住宅についてであります。当該賃貸住宅は、平成22年に旧教職員住宅を全面改修し、町の人口確保対策を目的とした移住促進住宅として整備され、愛称をナナカマドとして長年にわたり供用してまいり、この間、町外から20世帯が入居し、当町の移住施策推進の役割を果たしてきたものと認識をしております。

一方で、改修整備から15年を経過いたしまして、移住促進住宅としての役割は一定程度果たしたことに加え、近年の建築費の高騰によりまして、町民の住宅取得が困難となっている状況を踏まえ、町民の定住ニーズに応える施策へと転換を図ることが適当と判断をいたしまして、町民を対象に公売を実施させていただいたところでございます。

その結果、売却対象とした5戸全てが一旦は売却となりましたけれども、残念ながら1

件は落札後に辞退の申出を受け、契約締結には至りませんでした。

しかしながら、今回の移住促進住宅の公売によりまして、戸建て住宅のニーズも把握することができましたので、今後の定住施策の検討にもつながる取り組みであったと感じており、引き続き移住促進と定住支援の両立を図る新たな施策の構築に努めていく考えでございます。

次に、朝日開拓婦人ホームについてであります。本施設は、昭和39年に建設をされ、地域住民の福祉の増進と生活文化の向上の用に供する施設として、また地域保育所としても長きにわたり利用されてきましたけれども、近年は老朽化が著しく、維持管理や今後の利活用について検討が必要な状況となっております。

また、本施設の敷地は、面積が1992.63平方メートルと一定の規模を有し、戸建て住宅や集合住宅の建築のほか、店舗や事務所など各種事業活動の拠点にも活用できるものと判断し、公売を実施した結果、売却に至ったものでございます。

人口減少が進行する中においては、町外から人を呼び込む移住施策と、町内に長く住み続けていただくための定住施策の双方と、町有財産の有効活用をあわせて一体的に進めていくことが重要であるとも考えております。

町といたしましては、今後におきましても、まちづくりの方向性を踏まえながら、町有財産の適切な活用と、移住定住施策の充実に取り組んでいく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

次に、「AIオンデマンドバス実証事業について」御報告いたします。

町は、これまで定時定路線方式により運行してきました地域巡回バスについて、利用者の利便性向上と運行効率の改善を目的といたしまして、昨年10月15日から、利用者が事前に予約を行い、自宅前などで乗降できる予約型公共交通であるデマンドバス方式への転換を実証事業として開始してまいりました。

本実証事業では、複数の予約情報を基にAIが最適な運行ルートを生成するAI運行システムを導入いたしまして、最短経路での運行が可能となるAIオンデマンドバスとすることで、歩行移動の短縮、屋外での待ち時間の解消、さらには乗車時間の短縮など、利用者の皆さんの身体的負担の軽減が図られており、利用者の皆さんから一定の評価を得ているところでもございます。

実証事業を開始いたしました昨年10月15日から本年2月14日までの4か月間における累計利用数につきましては3438人となっております。1日平均利用者数は33.7人となっております。定時定路線方式で運行していたときの1日平均利用者数が33.49人でございますので、ほぼ同数の実施結果となっております。

今後、予約手続への理解が進み、加えて制度周知を図っていくことで、さらなる利用者数の増加が見込まれるものと捉えているところでございます。

一方で、本事業の実施に当たりましては、予約システムの構築において当初の想定を上回る経費を要しましたことで、燃料費や修繕費等の経費削減効果を差し引いてもなお、次

年度当初予算が増額になるなど、財政面における課題も生じております。

A I オンデマンドバス事業は、人口減少や高齢化が進行する中において、限られた資源で地域公共交通を維持していくための有効な交通体系の一つと考えており、今後におきましては、実証事業の結果を踏まえ、利用実態や費用対効果を検証しながら、利便性と経済性の両立を図り、持続可能な地域公共交通の体系の構築に向けた検討を継続していく方針でございます。

次に「日高徳洲会病院移転改築に関わる住民説明会の実施結果について」御報告をいたします。

日高徳洲会病院が当町西泊津地区へ移転し、新たに病院建設に着手することは、町の医療福祉体制の充実を図り、全ての町民が将来にわたって安心して暮らし続けていくことのできる環境づくりにつながるものとして、多くの町民から期待を寄せられている事業でもございます。

一方で、建設予定地の近隣にお住まいの皆さんにとっては、これまで親しんできた景観や生活環境が変化することへの不安や戸惑いがあることを、町として重く受け止めた上で、事業を推進していく考えでございます。

地域住民の皆さんを対象とした説明会は、昨年3回実施をしたところであり、説明会におきましては、町が示す地域医療の必要性や公共性、さらには将来像の説明が、必ずしも十分に受け止められていない場面もあったものと認識をしております。

しかしながら、近隣住民の皆さんが抱かれている思いは、自然や景観を大切に、将来の世代によりよい環境を引き継いでいきたいというものでもあり、その根底にある考えは、町が目指す将来像と本質的には同じものであるとも考えられます。

町としては、同じ目標を共有する立場として、対話を重ね、相互理解を深めながら、建設的な協議を進めていくことが重要であると考えているところであります。

今後、こうした考えのもと、レ・コードの森自治会と夕日ヶ丘自治会を対象といたしました説明会を本年2月10日に開催いたしました。

このたびの説明会は、建設予定地内における病院及び特別養護老人ホームの施設配置計画について説明するためのもので、これまでに寄せられた近隣住民の皆さんとの御意見を踏まえ、町と徳洲会が協議を重ねた結果として、建設予定地を隣接するパークゴルフ場敷地の一部を活用する形で拡張し、病院施設本体を住宅地から約90メートルの距離を取るなどの、現時点で可能な限り御意見を反映させた内容としてお示ししたものでございます。

出席した地域住民の方々は31名と限られた中での開催でございましたので、説明会で配布をした資料を各世帯に改めて配布をし、御意見等を募ることをいたしております。

説明会では、景観に対する思いや、自治会内の環境整備などについての御意見も寄せられましたので、これらの声を受け止め、対応の検討を加えるとともに、今後も計画内容について随時説明会を開催していく考えでございます。

なお、日高徳洲会病院移転改築に関わる整備事業は、今後、設計や許認可など事務作業

が中心となる段階に移行していくことから、所管の常任委員会におきまして適宜報告、説明を行うとともに、各工程の大きな節目においては行政報告を行っていくことといたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、「新冠インターチェンジの開設と記念祝賀会の開催結果について」御報告申し上げます。

平成30年4月21日に厚賀インターチェンジが開通して以来、日高自動車道の当町への延伸と新たなインターチェンジの整備は、多くの町民の皆さんが待ち望み、開通に寄せる期待は大きいものがございました。

インターチェンジの開通は、札幌圏を中心とする道央圏のほか、主要な圏域とのアクセス時間の短縮にとどまらず、産業面におきましても物流効率の向上による生産性の改善や企業立地の可能性を広げるとともに、生活面においては医療圏の拡大や、災害時等における物資輸送ルートの確保など、地域全体に資する基盤整備であると認識をしております。

新冠インターチェンジにつきましては、2月28日に開通日を迎え、同日、節目の行事として室蘭開発建設部による開通式及び通り初め式が執り行われ、その後、レ・コード館において、日高自動車道早期建設促進期成会による記念祝賀会が開催されました。

式典には、国土交通大臣をはじめ、国会議員、北海道知事などの来賓のほか、地権者の皆さんや町民の皆さん、関係機関の方々などに御出席を頂きました。

また、祝賀会におきましては、郷土芸能の新冠判官太鼓保存会による演奏が披露されるなど、終始和やかな雰囲気の中で祝賀会が執り行われ、来賓の皆様からも、インターチェンジの開設を今後のまちづくりに生かしていくことへの期待が寄せられたところであります。

祝賀会終了後の午後3時には、新冠インターチェンジが正式に供用開始となり、一般車両の通行が開始されております。

インターチェンジの開設が、今後どのような人流や物流の変化をもたらすかについては、現時点では見極めが必要でありますけれども、当町にとって、まちづくりの選択肢を広げる重要な基盤が整ったものと受け止めております。

この新冠インターチェンジの開設を一つの契機といたしまして、企業立地や物流拠点の可能性などを含め、単なる交通利便性の向上にとどまらない波及効果が生まれるよう、関係施策と連動させながら取り組んでまいります。

次に、「国保診療所の新たな医師の就任について」御報告いたします。

現在、国保診療所の診療体制は、昨年8月から渡部所長が病によりまして長期療養されており、現在もなお闘病中でありまして、休職中となっております。

この間、常勤医師が佐藤医師1名だけの体制が続いておりまして、出張応援医師等の協力により体制維持に最大限努めてまいりましたが、やむなく外来診療を休診する日も多くなり、町民の皆様方には多大なる御迷惑をお掛けしてまいりました。

これまで新たな医師の公募を続けていたわけではありますが、ようやく本年5月1日から

率先して地域医療の推進に取り組んでいただける医師が勤務頂けることになりましたので、御報告を申し上げます。

新たな常勤医師として就任いただく医師は、本江正臣医師でありまして、診療科目は内科となります。

豊富な職歴と実務経験を有する医師でございまして、患者優先主義のお考えが強く、患者さん一人一人を大切にいただける医師であると確信をしており、当町にとりまして責任の医師が勤務していただけることになったと感じております。

日高徳洲会病院に当町の医療を託すまでの間は、これまで同様に町民への医療提供に支障が生じないように、引き続き国保診療所の診療体制の維持に努めてまいりたいというふうに存じますが、このたび、診療体制維持の要である医師を招聘することができた一方で、閉所方針下における診療所運営は財政的にも、職員体制の維持の面でも予断を許さない状況と認識をしております。

これらの状況につきましては、今後、徳洲会移転計画の進捗とともに、議会とも逐次報告、協議をさせていただきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、今定例会に提案をしております案件でございしますが、一般議案11件、令和7年度各会計補正予算7件、令和8年度各会計予算7件を提案させていただくこととしております。それぞれ提案の際に具体的に御説明申し上げますので、全案件とも提案どおり御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から教育行政報告を行います。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、令和7年第4回定例会以降の教育行政に関わって御報告申し上げます。

まずはじめに、「令和7年度の全国体力運動能力、運動習慣等調査の結果について」御報告いたします。

本調査は、小学5年生と中学2年生を対象に、実技8種目に加え、児童生徒及び学校に対する質問調査の内容により、4月から7月末までの期間において実施しているものであり、本年度の結果につきまして、スポーツ庁から全道及び全国との比較資料を含め、通知がありましたので、概要について御報告いたします。

体格に関する項目について、身長、体重の状況では、小学校は男子が全国平均とほぼ同様、女子については、身長は全国平均を若干上回り、体重は上回りました。中学校においては、男子は身長、体重ともに全国平均と同様、女子は身長が全国平均と同様、体重はやや下回りました。

次に、実技調査の結果につきましては、小学校男子は握力、長座体前屈、20メートル

シャトルラン、50メートル走、ソフトボール投げの5種目で全国平均を上回る一方、上体起こし、立ち幅とびに課題が見られる結果となりました。

小学校女子は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、50メートル走の5種目で全国平均を上回る一方で、立ち幅とび、ソフトボール投げに課題が見られました。

中学校男子は50メートル走、立ち幅とび、ハンドボール投げの3種目で全国平均を上回り、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20メートルシャトルランに課題が見られました。

中学校女子は上体起こし、反復横とび、50メートル走、立ち幅とび、ハンドボール投げの5種目で全国平均を上回り、20メートルシャトルランに課題が見られる結果となりました。

次に、児童生徒質問用紙における運動習慣調査の結果につきましては、小中学校ともに、男子においては運動が好き、保健体育の授業は楽しいという回答が全国平均を上回り、女子は小中学校ともに運動が好きという項目で全国平均より低く、授業における目標に対し、できたり分かったりするという項目では、小学校は全国平均と同様でしたが、中学校では下回る結果となりました。

当町の全体的な傾向といたしましては、小学校において体育エキスパート教諭による児童に目標を意識させた学習や、タブレットなどのICTを使用した学習が日常的に行われた結果、体力向上に対する意識が高まり、体力合計点が男女ともに全国平均を上回ったと考えております。

また、課題としましては、過去の調査結果からも女子の運動離れが懸念される傾向なども踏まえ、小学校、中学校が互いの成果と課題を共有し、日常的に運動に親しむ環境づくりが必要であると考えております。

なお、本年度の結果につきましては、3月発行の町広報紙で公表させていただく予定でございます。

次に、「新冠中学校卒業生の進路希望状況について」御報告いたします。

詳細については、別紙資料に記載してございます。

本年度の進路希望状況は、43名の生徒全員が進学を希望しており、出願の内訳では、静内高校24名、静内農業高校8名、道内公立高校6名、道内私立高校5名、道外私立高校1名となっております。このうち2月27日現在で8名の合格が内定しております。

なお、本日3月4日、明日5日に公立学校の学力検査、面接試験が行われ、合格発表につきましては、3月17日の予定でございます。

次に、「令和7年度新冠町少年国内研修交流事業について」御報告いたします。

本年度実施の新冠町少年国内研修交流事業につきましては、去る1月7日から10日にかけて、参加児童生徒10名、私を含んだ引率3名で沖縄県を訪れ研修を終えています。

子どもたちは、沖縄の自然、風土から北海道との違いを肌で感じ、視野を広げることができました。ひめゆりの塔、平和記念公園では、かつて沖縄でおこった凄惨な記録を目に

焼きつけ、沖縄戦で命を落とされた全ての英霊の御霊に哀悼の誠をささげてまいりました。

また、盛大な歓迎をいただいた中川区の皆さんとの出会いは多くの交流を生み、子どもたちは互いに友情を育むことができました。

参加した児童の中には、「私はこの沖縄研修で自主性と責任感、仲間と協力する力をつけることができました。部屋の鍵をなくしたり、寝坊したりなどの失敗はありましたが、自主研修で仲間と協力することができ、自分の意思を仲間に伝えることができました。今回の研修の失敗や経験、体験などをこれからの生活に活かして頑張っていこうと思います」という感想を持った者もいました。

今年度は3年に1度の受入れの年であり、2月20日から21日にかけて金武町中川区からの訪問団総勢25名を受入れ、心温まる豊かな時間を過ごすことができました。

中川区の皆さんは、レ・コード館での交流、ホロシリ乗馬クラブでの乗馬体験、新冠町内視察を笑顔のうちに終わられ、次の目的地である国立日高青少年自然の家へ向け出発されました。

今年度の新冠町少年国内研修交流事業の成果と課題を次年度につなげてまいります。

本事業に対しまして、議員各位、町民の皆様の深い御理解と御協力に感謝いたしますとともに御報告申し上げます。

以上、第1回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第1号

○議長（氏家良美君） 日程第5、同意第1号新冠町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 同意第1号、新冠町公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

公平委員会委員であります荒木正弘氏は令和8年3月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同人を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

荒木氏は、字節婦町にお住まいで、年齢は71歳です。また、同氏の履歴につきましては、別紙のとおりでございますので御参照ください。

公平委員会は、法により定められた職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを職務としております。

荒木氏は、民間会社や役場、社会福祉法人職員として経験豊富な方であり、公平で能率的な事務処理に理解があるほか、行政に関しての見識を持たれる方でもあり、公平委員会

委員として適任と判断したものでございます。

なお、委員の任期は4年でございます。

以上が同意第1号の提案でございます。提案どおり御決定頂きますよう、よろしく願います。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号についての採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第1号

○議長（氏家良美君） 日程第6、報告第1号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思っております。

◎日程第7 議案第3号

○議長（氏家良美君） 日程第7、議案第3号、新冠町課設置条例及び新冠町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第3号、新冠町課設置条例及び新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町課設置条例及び新冠町職員定数条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。

説明につきましては、御手元に配付しております議案第3号資料により、説明させていただきますので、資料を御覧ください。

1、改正の目的です。当町は、改正児童福祉法に基づき、令和8年4月1日付でこども家庭センターを開設し、こども家庭センターを中心とした母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の整備を予定しておりますが、児童に関する業務が町長部局と教育委員会に分かれている現状にあります。このため、現在、教育委員会が所管している認定こども園及び

子育て支援センターに関する事務を、町長部局であります町民生活課へ移管をするべく所要の改正を行うものです。この組織改編により、妊娠、出産から子育て、就学前教育、保育までの一貫した支援体制を構築し、子育て支援施策のさらなる充実と効率的な組織運営を図ることを目的としています。

2、改正の内容です。本件では2つの条例を改正いたしたく、1つ目の条例は新冠町課設置条例でございまして、町民生活課の分掌事務に以下の事項を加えます。1つ、児童の福祉及び手当に関すること。2つ、認定こども園の管理運営に関すること。3つ、子育て支援センターの管理運営に関すること。

2つ目の条例は、新冠町職員定数条例でございまして。職員定数条例は地方自治法第172条第3項を根拠に制定するもので、地方公共団体の職員総数の限度を定め、これを超えて職員を任用することはできないとされております。このたびの事務移管に伴いまして、教育委員会事務部局の定数を減じ、同数を町長事務部局の定数へ振り替えます。

下の表を御覧ください。

町長の事務部局の職員定数を、改正前135人から155人へと20人増やし、教育委員会の事務部局の職員定数を、改正前45人から25人へと20人減じます。このことによる職員定数の総数に変更はありません。

3、施行期日です。附則に定める、この条例の施行日は令和8年4月1日といたします。

以上が議案第3号、新冠町課設置条例及び新冠町職員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井です。このたび、課設置条例の改正につきまして、今般、教育部局からこども園職員など20名が町部局への条例改正をいたします。決して反対意見ではありません。当時の認定こども園開園時、当時の教育長は一貫した教育を目指したと聞いております。答弁の指定はできないのですが、あえて教育長にお聞きいたします。こども園から小中学校への業務を担っていたわけではありますが、お子様が小学校へ入学される時などにおいて、寄り添った対応、情報共有が図れるのか、また支障がないのか、答弁をお願いします。

○議長（氏家良美君） 下川教育長。

○教育長（下川徳久君） お答えいたします。認定こども園の職員が、町部局に次年度から移りますが、教育的な内容といたしましては、現在、小一プロブレムの解消といたしまして、既にド・レ・ミ園の職員、それから小学校の職員との交流は図れております。実際に小学校の教員が夏休み、冬休みを活用し、認定こども園ド・レ・ミ園の子どもたちの日

常の様子を積極的に参観しております。そのことにより、文書だけの引継ぎではなく、実際に見た子どもたちの様子を把握して、小学校に上がった際の教育の参考としております。もう1点目は、ド・レ・ミ園の年長組のお子さんが安心して小学校に入学できるように、例えば、小学校の学習発表会の総練習、1年前まで共に過ごした1年生の子どもたちの様子を見に来るですとか、3学期になりましたら、1年生、2年生と一緒に小学校で生活科の時間を用いて交流を図るようなことをしております。そういった教育的な目的に関しましては、職員が町部局に移りましても継続して行ってまいりますので、議員が懸念されているようなことは、ないようなことで進めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再会 午前10時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8、議案第4号

○議長（氏家良美君） 日程第8、議案第4号、新冠町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第4号、新冠町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。

説明につきましては、御手元に配付しております議案第4号資料により、説明させていただきますので、資料を御覧ください。

1、改正の目的です。現在、職員等の公務出張における宿泊料は定額で支給されていますが、近年の宿泊費高騰により、定額支給額と実費額に乖離が生じております。このため、公費支出の適正化を図る観点から、宿泊料の支給方法を定額支給から上限額の範囲内での実費支給へ改めるとともに、宿泊確保が困難な場合等の特別な事情に対応できるよう規定を整備するものです。

2、改正の内容です。対象となる条例は、このたびの改正は職員だけではなく、特別職や議員等の皆様も対象となりますので、以下の5つの条例について所要の改正を行います。1つ目、新冠町職員の旅費に関する条例。2つ目、新冠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例。3つ目、新冠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例。4つ目、新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例に関する条例。5つ目、新冠町健康増進食育推進計画策定委員会設置条例でございます。

改正する事項は、主に2点でありまして、1点目は、宿泊料の支給方法の変更です。現行の定額支給から上限の範囲内での実費額の支給に改めようとするものです。

2点目は、特例措置の新設です。宿泊に係る特別な事情、繁忙期や地域事情等による高騰などを想定しておりますが、これらの事情により実費額が上限額を超える場合にも、特例措置を設けることで実費額を支給できるよう柔軟に対応し、円滑な公務執行を確保するものであります。

本改正案で、別表に定める宿泊料上限額につきましては、1万3千円でございますが、この金額は、国家公務員に適用される改正旅費法に規定された北海道の基準額であり、主な出張先であります札幌市の宿泊料金の実態を調査した結果を踏まえ、適正な水準として設定をいたしました。

3、施行期日です。附則に定める、この条例の施行日は令和8年4月1日といたします。

以上が、議案第4号、新冠町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第5号

○議長(氏家良美君) 日程第9、議案第5号、新冠町移住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) 議案第5号、新冠町移住促進住宅条例の一部を改正する条例について。新冠町移住促進住宅条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。

このたびの条例の一部改正は、平成22年に旧教職員住宅を全面改築し、これまで長く移住施策の役割を担ってきた移住促進住宅について、定住施策の推進を目的に、町民を対象に公売を行うにあたって分筆を行った結果、条例第2条表中において定める位置と現況地番との間に不整合が生じたことから、条例上の位置を整理するため、所要の改正を行うものであります。一部改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げますので、2ページをお開きください。

第2条、名称及び位置。表中、位置の欄について、右側、旧の欄「新冠郡新冠町字北星町22番地の6、8」を左側新の欄「17、20、22」に改めるものであります。

1ページにお戻りください。附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上が議案第5号、新冠町移住促進住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号 ～ 日程第12 議案第8号

○議長（氏家良美君） 日程第10、議案第6号、新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第7号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第8号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第6号、新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。

はじめに、改正の趣旨を申し上げます。道路法の規定により、道路管理者は、道路の利用によって占有者が受ける利益を徴収する使用料的発想で、それに見合う使用料を占有者から徴することができ、その徴収金額について、同法で規定されており、これに準じ、当町の条例を定めているところでございます。

このたび、道路法施行例の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で御説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

新冠町道路占用料徴収条例新旧対照表、別表第2条関係、占用物件、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱1本につき1年、占用料430円を530円に改めるほか、以下の読み上げを省略させていただきますが、一部を除き、主に電柱、電話柱、管類の増額、町民に係る看板類は減額となる占用料について、道路法の改正に準じ改めるものでございます。

5ページにお戻りください。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第6号、新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしく申し上げます。

引き続き、議案第7号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げますのでお開き願います。

議案第7号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするもので

ございます。

このたびの改正は、議案第6号新冠町道路占用料徴収条例の一部改正と同様に、道路法施行令の改正に伴い、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料が改正されたことから、これを準用している新冠町普通河川管理条例別表に規定している土地占用料について改正するものでございます。新冠町普通河川管理条例等の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

新冠町普通河川管理条例新旧対照表、別表2土地占用料、7ページをお開き願います。8、区間、管、外径が0.4メートル未満のものに限る、の埋設、外径が0.07メートル未満のもの、16円を20円に改めるほか、7ページ、8ページの読み上げを省略させていただきますが、議案第6号と同じく管類、電柱、電話柱の増額に改めるものでございます。

9ページに移ります。17、鉄塔の項中780円を940円に改めるものでございます。

4ページにお戻りください。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上が、議案第7号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

引き続き、議案第8号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げますのでお開き願います。

議案第8号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものでございます。

このたびの改正は、議案第7号、新冠町普通河川管理条例の一部改正と同様でございますので、省略させていただきます。

新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で御説明申し上げますので、5ページをお開き願います。別表2土地占用料、7ページ、8ページ、9ページについて、改正内容は議案第7号と同様でございます。省略させていただきます。

4ページにお戻りください。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上が、議案第8号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第6号、新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第7号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第8号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長(氏家良美君) 日程第13、議案第9号、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長(谷藤聡君) 議案第9号、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。

まず、今回の改正理由でございますけれども、本条例には、新冠町立認定こども園ドレミの設置及び管理運営等について規定がなされております。本施設は、開設以来、幼保連携施設として教育委員会が事務を所管しておりましたが、現状において、児童福祉施設として保育利用が大部分を占めていることや、令和8年4月1日からこども家庭センター設置を含む町における事務所管の見直しを行うことから、これにあわせ、認定こども園ド・レ・ミの事務を教育委員会から児童福祉を所管している町へ移管するため改正を行うものです。

それでは、改正内容について新旧対照表で説明いたしますので、3ページをお開きください。ただいま御説明したとおり、所管を教育委員会から町に移管する、このことから、第3条のこども園の管理及び運営は、新冠町教育委員会、以下教育委員会というが行うの規定は、不要となるため削ります。また、第5条第6号、第6条第2項、第7条第6号、第8条、次のページの第9条、第10条中の教育委員会を町長に改め、第3条を削ることから、第4条から第14条の規定を1条ずつ繰上げ、この繰上げにより4ページから5ページにかけて記載のある別表第1及び第2内に規定されている、第11条関係を第10条関係に、第7条第1号を第6条第1号に改めるものでございます。

2ページにお戻りください。附則でございます。本条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上が、議案第9号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第9号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（氏家良美君） 日程第14、議案第10号、新冠町緊急通報システム端末電話機設置事業条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第10号、新冠町緊急通報システム端末電話機設置事業条例の制定について、提案理由を申し上げます。

新冠町緊急通報システム端末電話機設置事業条例を、以下のとおり定めようとするものです。

本条例は、新年度に予定しております、高齢者等宅から消防署へ直接通報できる緊急通報システムのセンター機器の更新に合わせまして、制度の拡充を図るものでございます。これまで本事業の利用に際しましては、利用希望者宅において固定電話回線の設置が必須要件となっておりますが、今回の改正によりまして、今回の更新によりまして、固定電話回線が設置されていない場合におきましても、携帯電話回線を使用して、本事業を利用できるようになります。費用につきましては、従来の固定電話回線用端末電話機に比べ、携帯電話回線用端末電話機が高額となります。更新後は、これまで固定電話回線用端末電話機に係る費用については、町で負担していた経緯を踏まえまして、センター機器の更新後につきましても、固定電話回線用端末電話機に係る費用相当額は、どちらの回線を選択された場合も同額を町で負担することとし、これを超える額について、本人に使用料として御負担頂きたいと考えております。

以上のことから、これまで本事業につきましては、実施要綱を定めて実施してまいりましたが、使用料として利用者からも一部自己負担を求めることから、地方自治法第228条の規定により、条例を新たに制定し、実施内容及び使用料について定めようとするものでございます。

それでは、条例内容を御説明いたしますので、下記の条文を御覧ください。第1条は、

目的でございます。本条例は、高齢者及び重度障がい者に対し、電話回線を通じて日高中部消防組合新冠支所に直接通報できる緊急通報システム端末電話機を貸与することにより、急病または災害等の突発的事態が発生した際の迅速かつ正確な救援体制を整備するとともに、高齢者等の生活不安の解消及び人命の安全確保並びに地域福祉の向上を図ることを目的とする旨、規定しております。

第2条は、定義でございます。第1項では、端末電話機とは、緊急通報用電話機、ペンダント、受信機を含むを本体とし、これに附属する熱センサー装置等を含む一式をいうこととしております。第2項では、端末電話機のうち、固定電話回線を利用して使用するものを固定電話回線用端末電話機とし、携帯電話回線を利用して使用するものを、携帯電話回線用端末電話機と定義することについて定めております。

第3条は、実施主体で、当該事業の実施主体は新冠町といたします。

第4条は、対象者でございます。端末電話機の貸与を受けることができる者は、町内に居住する高齢者等で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、健康状態、身体状況、または日常生活動作の状況等により、緊急時の通報体制の確保が必要であると町長が認めるものとし、第1号は、単身高齢者世帯に属する者または単身重度障がい者世帯に属する者、第2号は、前号に該当する者のほか、緊急の連絡体制が特に必要であると認められるものと定めております。

第5条は、設置の申請について、端末電話機の貸与を受けようとする者は規則で定める申請書を町長に提出しなければならないと定めております。

第6条、設置の決定につきましては、町長は前条の申請書を受理したときは、これを審査して貸与の可否を決定し、その結果を申請者に通知する旨規定しております。

第7条は、使用料について定めておりまして、第1項は、端末電話機の利用に係る使用料は別表に定める額と定めております。下段に別表、第7条関係を記載しておりますので、御覧ください。左の欄に端末電話機の種類を、右の欄に1月あたりの使用料を記載しております。固定電話回線用端末電話機につきましては無料とし、携帯電話回線用端末電話機につきましては、1000円と定めております。第7条の本文に戻りまして、第2項につきましては、使用料は月の途中で利用を開始し、または利用を廃止した場合であっても日割りにより計算せず、1月あたりの額とする旨規定しております。

第8条は、納付期限について定めておりまして、端末電話機の貸与を受ける者は、前条の規定により定める各月分の使用料を、翌月の町長が指定する期日までに納付しなければならないこととしております。ただし、町長が相当の事由があると認めるときは、この限りではないとするただし書を設け、使用料は原則として翌月払いの旨定めております。

第9条は、決定の取消しについて規定しております。町長は、非貸与者が要件を満たさなくなったとき、または利用が適当でないことを認めるときは、決定を取り消すことができる旨、定めております。

第10条は、委任について定めておりまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町

長が別に定めることを規定しております。最後に、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上が議案第10号、新冠町緊急通報システム端末電話機設置事業条例の制定についての提案理由でございます。御審議を賜り、議案通り御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第10号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい、1番酒井です。議案第10号、新冠町緊急通報システム端末電話設置条例についてお尋ねいたします。常任委員会で説明を受けておりますが、いま一度、命を守るための通報システムの設置条例について、携帯電話用回線用端末電話機は有料としています。先ほどの説明では高額という説明がありました。固定電話回線用端末電話機は引き続き無料とした理由について、まず伺います。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい。お答えいたします。まず、福祉施策を実施する場合につきましては、費用については、なるべく低く抑えまして、より多くの町民の方に、利用していただきたいとをす一方、適切な費用を負担していただくといった考えも必要であるというふうに考えてございます。当事業は、法に基づく基準等で行っているのではなく、健康状態に不安がありまして、設置を希望される方より多くの方に利用して頂けるように、他町と比較して対象者の幅を、範囲を広く設定いたしまして、さらに無料で運用してございました。このたびのセンター機器の更新後におきましても、現在利用されている方またこれまでと同様に、固定電話回線の設置される方につきましては、端末電話機に係る費用は町で負担したいというふうに考えているところです。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。携帯電話用の回線は月1千円の使用料、年間で1万2千円の負担感がぐっと増すわけでありまして。そこで生活苦の方に配慮する質問でありますけれども、2ページ目に記載されています、条例第8条の2に規定されている後段部分に、ただし、町長が相当の特定の事由があると認められるときはこの限りではない、という記載がされております。やむを得ない事由が認められるケースとして、例えば生活困窮されている方など、これ町長の判断により使用料の減免規定を設けることと解釈してよろしいのか伺います。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい。第8条、納付期限の部分のただし書につきましては、納付期限についてのただし書でございますので、経済的な理由等における減免規定とは異なるものとなっております。本条例につきましては、利用を希望される方について

は、公平に使用料を負担していただくように減免規定を設けてはございません。しかしながら、本事業の、事業の目的は、高齢者の安全を守るための事業でございますので、経済的な事情によりまして使用料の負担が困難である方、そういった方でも独居等で端末システムの設置が必要であると判断されるケースにおきましては、まずは設置することを優先したいというふうに考えてございます。そのような事例が生じた場合には、まずは端末を設置いたしまして、安全を確保したいと考えておりまして、その上で、こうした方々が経済的な理由により制度から漏れることがないように、減免規定の追加を含めまして、条例の改正や規則の改正についても検討してまいりたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） ちょっと私からも追加で、これ第10条の委任事項の中に書いてあるとおりですね、町長は別に定めると、この分についてはどんなケースがあるかということ、福祉のサイドのほうで1回検討しますけども、この制度にかかわらずですね、高齢者が負担して行うサービスがあるんですね。例えばGPSのペンダント式の認証、あれもお金もらってます。そういうものを考えると、がばっと広がるんですね。何でもただでできるかという問題も一方であるんですよ。ですから、そういったものも、いろいろあるものを全部整理した中で、このものだけなのかと、こういうことも検討しなければならぬと思いますので、その辺御了解願います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第10号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（氏家良美君） 日程第15、議案第11号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第11号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものでございます。

提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております議案第11号資料により御説明させていただきますので、そちらを御覧願います。

提案理由について読み上げます。平成30年4月に始まりました現行の国民健康保険制度では、北海道が財政運営の責任主体となり、国保に関する事務を市町村と共通認識のもとで実施し、事務の広域化や効率化を推進するための方針として、北海道国民健康保険運営方針が定められています。この運営方針では、令和12年度を目途に全道どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる保険料水準の統一を目指しており、その取り組みとして、令和6年度には納付金ベースの統一を図るため、事業費納付金の算定に医療費水準を反映させない仕組みが取り入れられました。

また、市町村には、令和8年度末までに、国保税の賦課方式を所得割、均等割、平等割の3方式とすることが求められております。当町の賦課方式は、資産割を加えた4方式を採用していることから、資産割の廃止及び廃止に伴う減額分を補うための税率改正が必要となっておりますが、現状の国保会計は医療費の高止まりや、被保険者数の減少等に伴う保険税額の著しい減額により、会計上の収支バランスが悪化している状況でございます。

このことから、昨年に続き、資産割の廃止と合わせた安定的な財源の確保のため、所得割、均等割、平等割に係る税率の引上げを行いたく、新冠町国民健康保険税条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、改正にあたりましては、令和12年度の統一保険料を見据えた税率設定といたしますが、税負担の激変緩和措置として、税率の引上げは令和7年度から令和9年度までの段階的な引上げとし、今年度は2年目となっております。

また、急速に進む少子化の流れを変えるため、全世代、全経済主体が社会全体で子育て世帯を支える仕組みを構築するものとして、令和8年4月より子ども子育て支援納付金制度が実施されることに伴い、本条例に係る所要の改正を行うものでございます。

次に、改正する条例名は記載のとおりです。

次の改正の内容でございますが、今回改正をしたいのは、2点でございます。

1点目は、税率等の改正で、資産割を引き下げ、所得割、均等割、平等割を引き上げます。2点目は、(2) 子ども子育て支援納付金の徴収に係る改正でありまして、国民健康保険税に上乘せして課税する内容となっております。

資料の2ページ目をお開きください。(1) 税率等の改正内容でございます。表の縦項目には、所得割、資産割、均等割、平等割、横項目には、医療分、後期分、介護分の現行と改正案の税率及び税額を表示しました。合計欄で申し上げますが、所得割の税率は11.9%から13.2%に1.3%の増、資産割の税率は54%から27%に27%の減、均

等割の税額は4万2300円から4万5700円に3400円の増、平等割の税額は4万7800円から4万9100円に1300円の増へとそれぞれ改正するものでございます。以下、医療分、後期分、介護分の改正内容及び該当する条項を記載しています。

3ページに移ります。次の表は、低所得者の7割軽減に該当する方につきまして、均等割及び平等割から減額をする金額の改正を示しております。表の右側の合計欄で申し上げますが、均等割は2万9610円から3万1990円に2380円減額する額を増額、平等割は3万3460円から3万4370円に910円軽減する額を増額するよう、それぞれ改正するものでございます。以下、医療分、後期分、介護分の改正内容及び該当する条項を記載しています。下の表に移りまして、この表は、低所得者の5割軽減に該当する方につきまして、均等割及び平等割から減額をする金額の改正を示しております。表の右側の合計欄で申し上げますが、均等割は2万1150円から2万2850円に1700円軽減する額を増額、平等割は2万3900円から2万4550円に650円軽減する額を増額するよう、それぞれ改正するものでございます。以下、医療分、後期分、介護分の改正内容及び該当する条項を記載しています。

4ページをお開きください。次の表は、低所得者の2割軽減に該当する方につきまして、均等割及び平等割から減額をする金額の改正を示してございます。表の右側の合計欄で申し上げますが、均等割は8460円から9140円に680円軽減する額を増額、平等割は9560円から9820円に260円軽減する額を増額するよう、それぞれ改正するものでございます。以下、医療分、後期分、介護分の改正内容及び該当する条項を記載しています。次の表に移りまして、この表は、未就学児均等割5割軽減は、法に基づき令和4年4月から実施している未就学児に係る均等割から5割を軽減する金額の改正を示しております。表の右側の合計欄で申し上げますが、均等割低所得者7割軽減世帯は5175円から5550円に375円軽減する額を増額、均等割低所得者5割軽減世帯は8625円から9250円に625円軽減する額を増額、均等割低所得者2割軽減世帯は1万3800円から1万4800円に1千円軽減する額を増額、均等割低所得者軽減のない世帯は1万7250円から1万8500円に1250円軽減する額を増額するよう、それぞれ改正するものでございます。以下、5ページにわたり、医療分、後期分の改正内容及び該当する条項を記載しています。

5ページ中段の表は、18歳以下の被保険者に係る均等割の5割軽減でございますが、昨年度からの改正では、資産割の課税がない、現役世代の負担が大きくなりますことから、子育て世帯への軽減措置として、国の制度である未就学児の均等割5割軽減を町単独措置として18歳以下まで拡大しております。表の右側の合計欄で申し上げますが、未就学児の改正内容と同様に、均等割低所得者7割軽減世帯は5175円から5550円に375円軽減する額を増額、均等割低所得者5割軽減世帯は8625円から9250円に625円軽減する額を増額、均等割低所得者2割軽減世帯は1万3800円から1万4800円に1千円軽減する額を増額、均等割低所得者軽減のない世帯は1万7250円から1万8

500円に1250円軽減する額を増額するよう、それぞれ改正するものでございます。以下、6ページにわたり、医療分、後期分の改正内容及び該当する条項を記載しています。

6ページ、(2) 子ども子育て支援納付金に係る改正内容でございますが、新たに、子ども子育て支援納付金分として、所得割0.29%、均等割1千円、18歳以上被保険者均等割100円、平等割1千円を課税するものです。以下、改正内容及び該当する条項を記載しています。中段の表は、子ども子育て支援納付金に係る低所得者軽減について記載しておりまして、均等割が7割軽減で700円、5割軽減で500円、2割軽減で200円、18歳以上被保険者均等割が7割軽減で70円、5割軽減で50円、2割軽減で20円、平等割は7割軽減で700円、5割軽減で500円、2割軽減で200円が減額されるものです。以下、改正内容及び該当する条項を記載しています。7ページに移ります。次は、18歳未満被保険者の均等割額の軽減について記載しておりまして、18歳未満の被保険者については、均等割額に相当する額が減額される規定について、改正内容及び該当する条項を記載しています。

最後に附則でございます。第1条は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行します。第2条は適用区分で、この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、議案第11号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第11号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番武藤です。2つ質問いたします。1点目は改定、改正の2点あるんです。1点目は従来の北海道の保険料水準の統一の関係での引き上げなんですけども、2が新しく付け加わったもんなんですよね、今年度の4月1日から。それでこういう大きな変更ある中で、通知っちゃうのは例えば厚生労働省の一片の文書で現場におろされているのか、あるいは振興局単位でその町村の担当者を集めて説明会が行われたのか、という点が1点。それからもう1点は、今、この制度については、メディアやネットでもいろんな批判の声がたくさん出されてるんですよね。例えば子育て以外の世帯への負担転嫁だ、あるいは自主的な独身税ではないかという批判が出てるわけですけども、その説明会で各町の担当者がもし集まってやったのであれば、そういう中でどういう意見が出されたかあるのかちゅう点。この2点伺います。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい。お答えいたします。子ども子育て支援納付金制度

に係る説明会等でございますが、こちらは通知に併せまして、担当者の説明会も開催されているところでございまして、当町からも担当者が出席しているところでございます。説明会における意見等については、この納付金制度に係る質疑等はないというふうに聞いております。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい。答弁が一部漏れてございました。こちらの通知につきましては、厚生労働省から直接ではなく、都道府県単位で行ってございますので、道の本庁のほうから通知文書の方は届いている状況でございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番武藤です。反対の討論をいたしたいと思います。国保税の一部改正の提案なんですけども、4月から国保などから子ども子育て支援金を徴収して、新たな負担を町民に負わせることです。今回のこの少子化の財源は3兆6千億円と言われておりますが、1兆円を国民の負担で賄うという内容です。本来であれば、これはもう国民に負担を負わせるんじゃないなくて、全額国費で行うべきだと私は思っております。例えば健保組合では約550円、国保では1世帯300円、後期高齢者で1人200円の負担、これを国民に負わせるということになります。そもそも子育て支援は、社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齡などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱していると思います。少子化対策を口実に町民に新たな負担をすることはすべきではない、そういう立場から反対意見といたします。

○議長（氏家良美君） 賛成討論の発言を許可いたします。

海馬澤議員。

○2番（海馬澤真紀子君） 2番海馬澤です。議案第11号について、賛成の立場から討論をいたします。当町の国保被保険者数が著しく減少していく中、資産割の廃止や段階的な税率引き上げ、さらに独自策として軽減措置や納期変更の激変緩和も講じるなど、できることに取り組んでいる最中であります。今回の改正は、昨年を引き続き、安定的な財源確保のための引き上げです。また、子ども子育て支援金制度は、少子化対策を強化する目的で創設され、全世代全経済主体の社会全体で子育て世帯を支える仕組みを構築するものです。よって、提案説明にもあったとおり、改正理由は理解できるものなので、本案に賛成いたします。

○議長（氏家良美君） 反対討論を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再会 午後 1時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第12号

○議長（氏家良美君） 日程第16、議案第12号、新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第12号、新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、新冠町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

本年3月31日をもって、現行新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間が満了するため、同計画の計画期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日として計画を変更し、国の過疎地域対策の特別措置の適用を受けようとするものです。

御手元に配付の議案第12号資料で説明しますので御覧ください。

1、計画の変更理由です。現行計画の計画期間満了に伴い、同計画を変更し、更新することを理由とします。

2、新たな計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

3、計画における施策と特別措置法第8条第2項第4号に定める施策区分イからルまで全て適応し、区分けしています。区分けと突合の状況は表に記載のとおりです。

4、北海道による認可です。令和8年2月6日付け認可されています。本定例会におきまして議決後、北海道及び関係省庁へ報告し、計画が確定することで過疎地域対策の特別措置の適用が可能となります。

以上が、議案第12号、新冠町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての提案理

由です。御審議賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第12号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号

○議長（氏家良美君） 日程第17、議案第13号、令和7年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第13号、令和7年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和7年度新冠町一般会計補正予算。このたびは8回目の補正となります。第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3720万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1467万6千円にしようとするものです。第2条は繰越明許費の補正でございまして、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものです。第3条は地方債の補正でございまして、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものです。

はじめに、繰越明許費及び地方債の補正を説明いたしますので、4ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正。1、追加です。2款総務費、2項戸籍住民基本台帳費、事業、戸籍住民基本台帳費313万9千円は、国の補正予算を活用し、戸籍の附票記載事項に旧氏及びその振り仮名を追加できるよう、住基及び戸籍附票システムの改修を実施するものですが、年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。3款民生費、1項社会福祉費、第2回新冠町物価高騰対応家計応援特別給付金事業1008万2千円は、国からの交付金を活用し、町民1人あたり1万8千円を給付する事業として、令和8年第1回臨時

会で予算議決を頂きましたが、未執行分を繰り越すもの。3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当628万8千円は、国からの補助金を活用し、子ども1人あたり2万円を給付する事業として、令和8年第1回臨時会で予算議決を頂きましたが、未執行分を繰り越すもの。8款、1項ともに消防費、節婦町地区津波避難タワー建設事業4億4655万円は、令和6年度から継続している当該建設事業について、国の補正予算により追加内示を受けましたが、年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。次に、第3表地方債補正について説明します。2、変更です。林道維持事業は、普通林道節婦線橋梁補修調査設計委託料に係る過疎債で、補正前限度額270万円を補正後220万円に、農業水利施設等整備事業は、東泊津地区橋本地先明渠排水整備工事に係る緊急自然災害防止対策事業債で、補正前限度額2230万円を補正後2120万円に、テレビ共同受信施設整備事業は、東川共栄地区テレビ共同受信施設改修工事に係る辺地債で、補正前限度額2990万円を補正後2760万円に、緊急浚渫推進事業は、比宇川河道内整備工事ほか1件に係る緊急浚渫推進事業債で、補正前限度額1420万円を補正後1350万円に、水利施設等保全高度化事業は、太陽地区の営農用水施設整備事業に係る辺地債で、補正前限度額1億5090万円を補正後1億3270万円に、農村整備事業は、道営事業により実施する東泊津地区農道整備事業に係る辺地債で、補正前限度額5620万円を補正後5190万円に、小規模治山事業は、受乞右の沢小規模治山事業に係る緊急自然災害防止対策事業債で、補正前限度額1180万円を補正後1140万円に、道路整備事業は、町道美宇若園線泉若園浄水場排水路補修工事ほか4件及び調査設計委託料3件に係る緊急自然災害防止対策事業債で、補正前限度額6150万円を補正後5840万円に、河川整備事業は普通河川比宇川河床洗掘防止対策工事ほか5件及び調査設計委託料2件に係る緊急自然災害防止対策事業債で、補正前限度額6840万円を補正後6810万円に、公有林整備事業は、森林整備事業に係る公有林整備事業債で、補正前限度額1920万円を補正後1900万円にそれぞれ変更しようとするもので、いずれも事業費確定によるものです。津波避難施設等整備事業は、節婦町地区津波避難タワー建設事業に係る一般公共事業債で、補正前限度額3560万円を補正後1億6670万円にしようとするもので、国の補正予算により追加内示を受けたものです。

次に、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、16ページから17ページをお開き願います。1款、1項、1目ともに議会費144万1千円の減は、4節共済費で、額の確定によるものです。18ページから19ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1919万8千円の減。11節役務費131万6千円の減額は、第5次LGWAN移行に伴うルーターの構成変更手数料を計上しておりましたが、新規ルーターの手配となり、不要となったもの。13節使用料及び賃借料のクラウドサービス使用料1497万9千円の減額は、総合行政システムに係るガバメントクラウドの使用料で、4月から12月までの実績に基づき減額するもの。総合行政システム使用料290万3千円の減額は、入札による執行残です。2目文書広報費24万9千円の追加は、10節需用費

で、広報にいかっぶの発行ページ数の増加によるものです。4目町有林造成管理費692万円の減。12節委託料23万5千円の減額は執行残を減額するもの。14節工事請負費668万5千円の減額は、入札執行残及び下刈面積の減少により減額するもので、詳細は説明資料1ページのとおりです。5目企画費931万5千円の減。事業1、地域生活活動支援事業の新冠町地域公共交通活性化協議会負担金303万9千円の増額は、AIオンデマンドバス実証運行事業の実証期間の延長による不足額を増額するもので、詳細は説明資料2ページのとおりです。生活路線バス維持費補助金468万6千円の増額は、道南バス株式会社に対し、日高沿岸線に係る運行経費欠損額を補助するもので、詳細は説明資料3ページのとおりです。事業2、定住移住促進対策経費85万2千円の増額は、中古住宅の売買1件に係る補助金をそれぞれ計上するもので、詳細は説明資料4ページのとおりです。事業3、定住移住支援事業100万円の減額は、実績見込みにより減額するもの。事業4、新冠町コミュニティーバス運營業業1256万4千円の減額と、21ページに移り、事業6、西新冠地区予約運行方式運營業業201万9千円の減額は、AIオンデマンドバス実証運行事業の実施及び実証期間の延長に伴い、重複する期間の全額を減額するものです。事業5、テレビ共同受信施設整備事業385万円の減額は、事業費確定に伴うもので、詳細は説明資料5ページのとおりです。事業7、朝日の森運營業業126万4千円の減額は、スケートリンクの造成を取りやめたことによるもので、詳細は説明資料6ページのとおりです。事業8、まちひとしごと創生総合戦略事業6万9千円の増額は、委員会開催に係る経費を計上するものです。事業9、情報通信基盤整備事業273万6千円の増額は、光ケーブル設備の増設等に係る手数料で、詳細は説明資料7ページのとおりです。22ページから23ページに移ります。9目財政調整基金費2171万1千円の追加は、24節積立金で、移住促進住宅ナナカマド及び旧朝日開拓婦人ホームの売払収入を積み立てるものです。10目減債基金費83万2千円の追加は、24節積立金で、町有林の流木売払いで得た額の半額を積み立てるものです。14目企業版ふるさと納税基金費300万円の追加は、24節積立金で、法人3社から頂いた寄附金を積み立てるものです。24ページから25ページに移ります。3項、1目ともに戸籍住民基本台帳費261万2千円の追加。事業1、戸籍住民基本台帳費313万9千円の増額は、国の補正予算を活用し、戸籍の附票記載事項に旧氏及びその振り仮名を追加できるよう、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修を実施するもので、詳細は説明資料8ページのとおりです。事業2、戸籍電算化事業37万1千円の減額は、それぞれ執行残を減額するもので、詳細は説明資料9ページのとおりです。事業3、旅券発給事業15万6千円の減額は、入札執行残を減額するもので、詳細は説明資料10ページのとおりです。26ページから27ページに移ります。4項選挙費、2目新冠町長選挙費170万1千円の減、及び3目新冠町議会議員補欠選挙費160万6千円の減は、いずれも執行残を減額するものです。28ページから29ページに移ります。4目、参議院議員通常選挙費116万円の減は、執行残を減額するものです。30ページから31ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務

費 3382万3千円の減。事業1、福祉ハイヤー委託費93万円の減額は、決算見込みにより減額するもので、詳細は説明資料12ページのとおりです。事業2、新冠町定額減税不足額給付金支給事業2271万1千円の減額は、支給対象者の減に伴う減額で、詳細は説明資料13ページのとおりです。事業3、国民健康保険事業繰出金308万6千円の減額は、国民健康保険特別会計で説明します。事業4、障害者自立支援事業の19節扶助費のうち、更生医療給付費417万3千円の減額は、利用者1名の転出などにより執行残が見込まれるもので、詳細は説明資料14ページのとおりです。介護給付費等支給費101万7千円の増額は、実利用者が増加したことによるもので、詳細は説明資料15ページのとおりです。療養介護医療給付費19万9千円の減額は、利用者1名の入院により執行残が見込まれるもので、詳細は説明資料16ページのとおりです。事業5、地域生活支援事業34万8千円の減額は、対象者の減少により執行残が見込まれるもので、詳細は説明資料17ページのとおりです。事業6、新冠町子ども発達支援センター事業の12節委託料、新冠町子ども発達支援センター業務委託料155万円の減額は、委託先事業者の人件費の減額等によるもので、詳細は説明資料18ページのとおりです。障害児支援体制整備事業委託料49万円の減額は、対象者宅への訪問回数の減によるもので、詳細は説明資料19ページのとおりです。事業7、新冠町アイヌ政策推進事業135万3千円の減額は、学習会における講師補助者の参加人数が減少したことによるもので、詳細は説明資料20ページのとおりです。32ページから33ページに移ります。2目老人福祉費535万5千円の減。事業1、ふれあい夕食事業276万1千円の減額は、利用食数の減少によるもので、詳細は説明資料21ページのとおりです。事業2、寿バス運行委託事業103万8千円の増額は、道南バス運行料金の値上げにより増額するもので、詳細は説明資料22ページのとおりです。事業3、高齢者等生活援助事業53万9千円の減額は、委託先事業者の人件費の減額などによるもので、詳細は説明資料23ページのとおりです。事業4、日高中部広域連合負担事業240万1千円の増額は、介護給付費の増額などによるもので、詳細は説明資料24ページのとおりです。事業5、介護サービス特別会計事業勘定繰出金事業506万9千円の減額は、介護サービス特別会計で説明いたします。事業6、高齢者等買い物支援事業42万5千円の減額は、補助金交付先団体の人件費の減額などによるもので、詳細は説明資料25ページのとおりです。4目地域包括支援センター費7万円の減。事業1、介護予防ケアマネジメント事業35万5千円の増額は、サービス利用者の増加により、不足見込み額を増額するもので、詳細は説明資料26ページのとおりです。事業2、認知症総合支援事業42万5千円の減額は、執行残を減額するもので、詳細は説明資料27ページのとおりです。5目老人福祉施設費89万5千円の減。事業1、高齢者共同生活施設管理運営費の10節需用費6万6千円の増額は、あいあい荘の入居者1名が退去されたことに伴う居室の修繕料、12節委託料96万1千円の減額は、給食の利用食数の減少によるもので、詳細は説明資料28ページのとおりです。34ページから35ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童措置費841万円の減は、児童手当対象者数の減少による

もので、詳細は説明資料29ページのとおりです。2目児童福祉施設費106万3千円の減。事業1、子ども子育て事業の18節負担金補助及び交付金107万円の減額は、利用者の転出に伴う減額で、詳細は説明資料30ページのとおりです。22節償還金利子及び割引料7千円の増額は、令和6年度に交付を受けた子ども子育て支援交付金について、給付実績に基づく超過交付分を返還するものです。36ページから37ページに移ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費17万1千円の減。事業1、保健衛生総務費30万9千円の減額は、浦河赤十字病院に対する経営支援の負担金で、前年度の収支決算状況等から本年度の負担は不要となったもの。事業2、保健衛生総務費63万3千円の増額は、婦人科を受診される新冠町民の割合が増加したことによるもので、詳細は説明資料32ページのとおりです。事業3、不妊治療費助成事業49万5千円の減額は、申請件数の減少によるもので、詳細は説明資料33ページのとおりです。2目予防費201万3千円の減。事業1、妊娠期出産時支援事業11万9千円の減額は、妊婦健診の受診件数の減少によるもので、詳細は説明資料34ページのとおりです。事業2、特定健診、がん検診事業64万8千円の減額は、健康診査の受診者数が減少していることによるもので、詳細は説明資料35ページのとおりです。事業3、伝染病予防接種124万6千円の減額は、予防接種の接種者数が減少していることによるもので、詳細は説明資料36ページのとおりです。3目環境衛生費142万4千円の減。12節委託料のうち、霊園管理等業務委託料17万7千円の減額は、クマ出没により判官館森林公園を閉鎖したことによる作業実績の減によるもの。新冠町霊葬場火葬業務委託料124万7千円の減額は、入札執行残を減額するものです。4目診療所費6063万4千円の追加は、国民健康保険診療所特別会計で説明します。38ページから39ページに移ります。2目清掃費、1目清掃総務費1370万3千円の減。事業1、ごみ処理対策費120万4千円の減額は、ごみ収集運搬車両の燃料費で、使用実績の見込みにより減額するもの。事業2、ごみ処理対策費1219万円の減額は、日高中部衛生施設組合への負担金で、前年度繰越金の財源化などによる減額です。事業3、ごみ減量化対策事業30万9千円の減額は、入札執行残を減額するものです。40ページから41ページに移ります。3項水道費、1目地区水道費45万4千円の減は、それぞれ入札執行残を減額するものです。2目簡易水道費234万4千円の減は、簡易水道事業会計で説明いたします。42ページから43ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費39万2千円の減は、地域担い手育成総合支援協議会の事業費執行見込みにより減額するもので、詳細は説明資料38ページのとおりです。3目農業振興費4626万8千円の減。事業1、道営土地改良事業負担金の14節工事請負費1498万2千円の減額は、入札執行残を減額するもの。18節負担金補助及び交付金3014万7千円の減額は、事業費確定により減額するもの。事業2、緊急自然災害防止対策事業113万9千円の減額は、事業費確定により減額するものです。4目畜産業費132万円の減は、軽種馬市場上場促進事業で、補助対象頭数の減少により減額するものです。詳細は説明資料39ページのとおりです。44ページから45ページに移りま

す。2項林業費、1目林業振興費654万9千円の追加は、有害鳥獣駆除対策事業で、11節役務費233万円の増額は、エゾシカ捕獲頭数の増加に伴う残滓処理手数料を増額するもの。12節委託料421万9千円の増額は、エゾシカの最終捕獲頭数を3050頭で見込むなど、有害鳥獣駆除捕獲委託料を増額するもので、詳細は説明資料40ページのとおりです。2目林道費57万2千円の減は、林道維持費に係る12節委託料で、いずれも入札執行残を減額するものです。詳細は説明資料41ページのとおりです。3目治山費93万5千円の減は、小規模治山事業の入札執行残を減額するもので、詳細は説明資料42ページのとおりです。46ページから47ページに移ります。6款、1項ともに商工費、1目商工業振興費41万4千円の追加は、町商工業振興事業補助金で、新冠町商工会職員の人件費の増額によるものです。詳細は説明資料44ページのとおりです。2目観光費93万1千円の減は、新冠温泉宿泊棟新館及びレストラン等外部改修工事の入札執行残を減額するものです。48ページから49ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費24万2千円の減額は、町道用地処理事業に係る委託料で、いずれも執行残の減額です。2目道路維持費453万8千円の減。事業1、町道維持補修費及び事業2、緊急自然災害防止対策事業は、いずれも執行残の減額です。50ページから51ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費140万円の減。事業1、河川整備工事から事業4、緊急自然災害防止対策事業まで、いずれも執行残の減額です。52ページから53ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費200万円の減額は、住宅リフォーム助成金交付事業の事業費確定による執行残の減額で、詳細は説明資料46ページのとおりです。2目住宅建設費79万2千円の減は、ひがつら団地外部改修工事に係る入札執行残を減額するものです。54ページから55ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費448万9千円の減は、下水道事業会計で説明します。56ページから57ページに移ります。8款、1項ともに消防費、1日常備消防費361万6千円の減は、日高中部消防組合負担金で、本部経費、支所経費のいずれも各科目の執行残を減額するものです。2目災害対策費4億2254万円の追加は、節婦町地区津波避難タワー建設事業に係る増額で、既定の令和7年度分の事業費は、入札執行等により事業費が確定し、2401万円を減額することになりますが、今般、国の補正予算により4億4655万円の追加配分がありましたので、この差額の4億2254万円を増額補正するものになります。詳細は説明資料48ページのとおりです。58ページから59ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費111万8千円の減。事業1、奨学費18万円の減額は、奨学金貸付者の1名が年度途中で退学したことにより減額するもので、詳細は説明資料50ページのとおりです。事業2、高校生通学支援事業のうち、静内農業高校通学支援負担金29万5千円の増額は、利用者数1名増によるもので、詳細は説明資料51ページのとおりです。高等学校通学費補助金123万3千円の減額は、バス利用者及び利用月数の減少によるもので、詳細は説明資料52ページのとおりです。3目住宅費28万7千円の追加は、中央町教員住宅2棟の修繕を行うもので、詳細は説明資料53ページのとおりです。

60ページから61ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費61万1千円の追加は、小学校管理運営費のうち、価格高騰の影響が大きい光熱水費を増額するものです。2目教育振興費124万1千円の減。事業1、小学校教育振興経費82万5千円の減額は、児童用の端末機購入に係る入札執行残を減額するもの。事業2、小学校就学援助経費41万6千円の減額は、要保護、準要保護児童の認定者数が減少したことによるもので、詳細は説明資料54ページのとおりです。62ページから63ページに移ります。3項中学校費、2目教育振興費29万1千円の減。事業1、中学校教育振興経費44万5千円の減額は、生徒用の端末機購入に係る入札執行残を減額するもの。事業2、中学校就学援助経費15万4千円の増額は、要保護、準要保護生徒の認定者数が増加したことによるもので、詳細は説明資料55ページのとおりです。64ページから65ページに移ります。4項、1目ともに、認定こども園費59万4千円の減は、給食業務委託料で、欠席等による食数の実績見込みにより減額するもの。詳細は説明資料56ページのとおりです。66ページから67ページに移ります。5項社会教育費、4目青少年育成費124万1千円の減は、新冠町青少年国内研修交流事業で、8節旅費は引率者1名減じたことによる減額。12節委託料は、参加者数が当初の見込みより10名減少したことによるもので、詳細は説明資料57ページのとおりです。68ページから69ページに移ります。7項、1目ともに学校給食費80万8千円の増額は、物価高騰の影響により給食材料費が増額したことによるもので、詳細は説明資料58ページのとおりです。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページから9ページをお開きください。歳入予算の補正額のうち、歳出予算の補正に伴う事項は説明を省略し、目までの補正金額を読み上げますので、内容等については説明欄で御確認をお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金。65万5千円の追加は、保育料で、児童の途中入園によるものです。13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料8万8千円の減。3目衛生使用料29万3千円の追加は、火葬場使用料の料金改定によるものです。2項手数料、2目民生手数料70万4千円の減。3目衛生手数料213万3千円の追加は、小動物焼却手数料の料金改定によるものです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金962万8千円の減。2目衛生費国庫負担金222万2千円の減は、感染症予防事業費等国庫負担金で、本年度に実施した健康情報システムの改修費用について、補助対象外経費等を減額するものです。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金422万7千円の追加。1節総務管理費国庫補助金のうち、3、デジタル基盤改革支援補助金6414万5千円の増額は、自治体情報システムの標準化に要する改修費に対し交付されるものです。10ページから11ページに移ります。2目民生費国庫補助金、108万2千円の減。4目土木費国庫補助金42万5千円の減。5目消防費国庫補助金2億8403万5千円の追加。6目教育費国庫補助金43万7千円の減。3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金157万3千円の減。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金235万8千円の減。2項道補助金、1目総務費道補助金314万5千円の減。2目民生

費道補助金41万5千円の追加は、多子世帯保育料軽減支援事業道補助金で、補助対象者が1名増加したことによるものです。4目農林水産業費道補助金828万3千円の追加。5目消防費道補助金155万2千円の追加。1節消防費等補助金の2、地域づくり総合交付金280万円の増額は、防災備蓄品の購入費に対し交付されるものです。3項道委託金、3目農林水産業費道委託金11万9千円の減。12ページから13ページに移ります。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入48万円の減は、教職員住宅貸付収入で、入居戸数の減少によるものです。2項財産売払収入、1目物品売払収入239万円の追加。1節物品売払収入の1、流木売払収入166万4千円の増額は、町有林の皆伐等による売払収入。2、JR廃用レール売却収入は、JR日高線廃止に伴い撤去した廃用レールの売却収入です。2目不動産売払収入2171万1千円の追加は、移住促進住宅ナナカマド及び旧朝日開拓婦人ホームの売払収入です。17款、1項ともに寄附金、2目指定寄附金300万円の追加は、企業版ふるさと納税として、法人3社から頂いた寄附金です。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金966万9千円の減。3目財政調整基金繰入金1億201万円の減は、財源超過のため基金に繰り戻すものです。20款諸収入、4項、5目ともに雑入582万6千円の追加。1節雑入の3、その他雑入585万2千円の増額のうち、576万5千円は、消防救急デジタル無線整備事業に係る談合事件の和解金です。5項、1目ともに住宅事業収入140万2千円の減。14ページから15ページに移ります。21款、1項ともに町債1億円の追加につきましては、4ページの地方債の補正で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

以上が議案第13号、令和7年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。発言は、事項別明細書の歳出から科目の款、項、目の項ごとに一括で行い、歳入はページごとに一括して質疑を行いますので、内容を取りまとめ、簡潔に行うようお願いいたします。

事項別明細書の歳出16ページをお開きください。16ページから17ページ、1款議会費、1項議会費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、18ページから23ページ。2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料は1ページから7ページ、ありませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。補正予算の19ページと、説明資料で言いますと、2ページになります。地域生活活動支援事業についてです。これは、AIオンデマンドバスの運行の経費を補正するものですが、この財源、財源とかこの事業についてはいいんですけども、ちょっと詳しく詳細な中身について、説明資料あるんですけど、数字的なものをちょっとお聞きしたいと思うので、質問いたします。運行路線、幾つかに分

かれていると思うんですが、運行線、路線ごとの利用者数の実績が1点目です。2点目が、LINE予約件数と電話予約件数の総数とその割合はどうなっていますか。3点目、4か月間実証事業を終えて、想定と比べてどうなのか。また、利便性など、事業効果をどう感じているのか。不具合はあったのかについて3点伺います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。まず1点目なんですが、今回のAIオンデマンドバスの運行につきましては、定時定路線からの転換でございまして、路線という考え方はまずないんですよ。はい。申し訳ありません。そういうことで、まずもし答弁できるとしたら、通学便と一般便というような仕分ができるものですから、その人数についてお答えする形で、まず1点目よろしいでしょうか。通学便で言いますと、4か月間で772名、一般便で言いますと、一般の方が利用している一般便で言いますと、2666名といった実績になってございます。合計でいうと3438名となっています。行政報告でも触れたんですが、前年度比といった部分で定時定路線との比較で申し上げますと、同期間の利用者数についてはほぼ同じです。はい。日平均ですと、今回につきましては33.7人。以前は、定時定路線のときは日33.49人でしたので、ほぼ変わりません。それと、LINE予約と電話。はい。割合で言いますと、LINE予約が3割で、電話予約が7割となっております。1000件と2000件といった大雑把な括りですけど、そういった形になります。そういった人数、人数割合になります。あとですね、評価といいますか、利用者の声が最後の質問だったかと思うんですけど、現在、この実証事業を行ってアンケート、利用者のアンケート調査を行ってます。その、集計の途中なんですが、その中の多くの方々が答えていることは、自宅まで来てもらえる、家の前まで来てもらうことで非常に利便性が上がったという声が多いです。あとは、今回につきましては買物でも利用できるということは認めてますので、買物便というのもつくってございますので、買物で利用できることは非常にありがたいといった声がございまして、同時に、これは便数を求める声が幾つかありまして、それはやはり利便性が上がったことによって、便数を増やしてほしいといったところは、これは今のところあります。こういった詳細につきましては、アンケート調査をまとめた結果を、所管の委員会のほうで追って説明したいと思っておりますので、改めてまた詳細の議論をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、そこまでお待ち頂きたい。それまでお待ち頂きたいなというふうに思っています。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 答弁ありがとうございます。それで、今2点目の予約件数の部分ですね、LINE件数と電話予約の件数、やはりLINE件数が圧倒的に少ないという状況になってます。これ、実証事業でまだ始めたばかりなので、デジタルリテラシーというんですか、そういった部分でちょっと遅れをとっているのかなというふうに思いますが、これ今後の課題だと思うんですね。この辺をどう高齢者に対し、高齢者が多いですから高齢者に対して、どのように簡素化っていうかですね、その使い方を教えながら戸

惑うことなく、また定時定路線ではその場に立っていたら来てくれたんだけど、そういう迅速なのはLINEのほうが、やはり予約に関してはいいと思うんで、これをきっちり行政のほうでですね、課題を解決していただくことが一番いいのかなというふうに思いますけど、その辺答弁いかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。これ、このデマンドバスの運行に限らず、LINE予約をなされない方っていうのは、やっぱりスマートフォンを利用している方、利用しているかしていないかの違いによるところだと思います。これにつきましては、町の広報広聴事業の中での問題課題というふうにもなっております。だというふうに認識しておりますので、今後、取り組みとしては、高齢者に向けたスマートフォンの利用の促進といった部分は出てくるかなというふうに考えてございますので、取り組みとして今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 行政情報推進室のほうでもですね、高齢者へのこういったスマホの普及というのは高めていきたいというふうに考えておりますので、今後その取り組みを進めてまいります。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので予算書の24ページから25ページ、3項戸籍住民基本台帳費、予算説明資料は8ページから10ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の26ページから29ページ、4項選挙費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の30ページから33ページ、3款民生費、1項社会福祉費、予算説明資料12ページから18、28ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の34ページから35ページ、2項児童福祉費、予算説明資料29ページから30ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の36ページから37ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、予算説明資料32ページから36ページ、ありませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。予防費の特定健診、がん検診事業のことについてお伺いいたします。健診者数が年々増減しておりますけれども、これは毎年健診を受けるということなのか、それとも何年かに1回だけの健診を受ければよいということでしょうか。

った受診率の変化が見られてるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい。特定健診、がん検診事業ということで表の右側ですね、補正理由ということで、検診内容によっては昨年より減少している部分は何箇所かございます。例えば、若年健診ですと、昨年度と比較して25名程度減少するというふうに見込んでいるんですが、これにつきましては、昨年度、外国人を雇用しておられます会社のほうで、従業員の方をたくさん受診されたということで多かったようなんですが、今年度は、毎年受診させない方針なのかと思うんですが、今年度はそういうこともないということで、若干減少の数字が出ております。ほかの検査につきましても、検診につきましても、これといったですね、大きな理由はなくてですね、毎年の増減の、こういう数字出てると思うんですが、議員さんおっしゃるようになりますね、健診によっては毎年受けなくても、2年に1回でいいだろうということで、判断している方もいらっしゃると思うんですが、保健福祉課としましては、毎年、受診していただくようになりますね、勧奨はしているところでございます。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 毎年受診されるように勧奨していくということでございますけれども、具体的に何か方策とかありますか。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい。説明資料のですね、右下の欄の今後の事業展開ということで取組等を記載してございますが、その中で、丸ポツの3番目、未受診者への対応ということで記載しておりますが、その中でもですね、特に②訪問や電話等による受診勧奨ということで、こういったことを近年力を入れて実施しているところでございますので、同じ対応ではなくてですね、毎年ですね、新しい取組等を行いながら、勧奨しているところでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の38ページから39ページ、2項清掃費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の40ページから41ページ、3項水道費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の42ページから43ページ、5款農林水産業費、1項農業費、予算説明資料38ページから39ページ、ありませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） この支援の補助金の対象としては、運転免許の取得などに関する

○議長（氏家良美君） 竹中議員、何ページですか。

○6番（竹中進一君） すみません。予算説明資料の38ページの説明の欄ですけど。これの補助の範囲に例えば運転免許の取得に関する費用の補助なども含まれますか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） この事業の中に後継者支援事業というものがございまして、その中に農業の後継者のいわゆる運転免許、大型特殊とかそういう取得の費用、それから農業の研修に行く費用、そういうものに助成しております。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 同じく、竹中です。軽種馬市場上場促進事業ですけれども、事業、大変生産者にとってありがたい事業ですけれども、年々費用が高額になってきて、生産者に対する負担も大変重くなってきているわけですけれども、このせつかくちょっと予算をちょっと余ってるようすけれども、これ金額を増額する、補助金額を増額するとか、そういう措置はとれないでしょうか。

○議長（氏家良美君） 山本町長。

○町長（山本政嗣君） ただいまの御質問は、政策的な判断も含めた予算措置あるいは制度の創設ということになるかと思っておりますので、また、新年度の予算要求にも関わる内容ですので、補正のお答えとして、言える範疇というのは限られてしまうわけでありまして、市場の売買が、軽種馬の市場の売買が好調であるということを背景に、聞くところによりますと、軽種馬協会のほうの助成も今年度で打ち切るといような方針が出されているようであります。この制度がなぜ創設されて、それを町が単独で上置きをしたのかという状況は、これは市場の不景気な時代を乗り切るための方策の一環ということもあったわけでありまして、現状、軽種馬協会が主となった助成金が、補助金が減額されたり、制度自体がなくなる現状において、町の単独事業を増額していくという考え方には立てない、というふうに基本的な考え方として押さえていただきたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の44ページから45ページ、2項林業費、予算説明資料40ページから42ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の46ページから47ページ、6款商工費、1項商工費、予算説明資料は44ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の48ページから49ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の50ページから51ページ、2項河

川費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので予算書の52ページから53ページ、3項住宅費、予算説明資料46ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の54ページから55ページ、4項下水道費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の56ページから57ページ、8款消防費、1項消防費、予算説明資料は48ページ、ありませんか。

武田議員。

○10番(武田修一君) 10番武田です。節婦町地区津波避難タワー建設事業についての質問をいたします。予算説明資料は48ページですね。町民からよく言われます。一体幾らここにお金かけるんだっていうようなことなんですけども、やはりそれは町の財政を心配してということからの声だと思うんですけども、改めてですね、総事業費、そしてまた、その財源内訳の中で一般財源としては幾らなんだっていうところを、ここでお示し願いたいというふうに思います。

○議長(氏家良美君) 島田総務課長。

○総務課長(島田和義君) 総事業費ですね。はい。この事業、令和6年度から始まっておりまして、8年度で完成する事業でございます。総事業費予定ですが、6億3200万円ほどの総事業費です。このうち、国庫補助金4億1100万円。それから、道補助金400万円。起債2億100万円。残りが一般財源ということになります。ただ、この起債の中には交付税措置が入っておりますので、この交付税措置を含めた実質的な一般財源というのは、約6700万円ほどを予定しております。総事業費6億3200万円のうち一般財源は6700万円ということで予定しております。

○議長(氏家良美君) 武田議員。

○10番(武田修一君) はい。これで聞かれたときに説明がちゃんとできると思います。あわせて、工事8年度内ということでしたけども、例えば秋とか、そういうような時期についてはどうなのでしょう。

○議長(氏家良美君) 関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) はい。私のほうからお答えします。本年の8年の12月18日を予定しております。工事の進捗によっては、その前に現地が終わる可能性もありますので、工期としては12月18日ということになっております。

○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の58ページから59ページ、9款教

育費、1項教育総務費、予算説明資料は50ページから53ページ、ありませんか。

但野議員。

○8番(但野裕之君) 8番但野です。説明資料50ページの奨学金の部分で質問いたします。退学者がいて減額になっておりますけども、この退学者が今まで受けていた月数とその金額が分かれば教えてください。そして、今まで受けていた奨学金の返済の部分はどうな対応をなさっているのか、この2点お願いいたします。

○議長(氏家良美君) 佐々木管理課長。

○管理課長(佐々木京君) 1名がですね、退学を、体調不良により退学をされております。この方はですね、専門学校入学してからということでもありますので、4月から12月までの間、月額6万円の貸付け終えまして、54万円の貸付残となっております。体調不良等もありますが、一般的に卒業者と同じような取扱いで、年度が明けまして、10月からの返済開始というような予定となっております。

○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の60ページから61ページ、2項小学校費、予算説明資料は54ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の62ページから63ページ、3項中学校費、予算説明資料55ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の64ページから65ページ、4項認定こども園費、予算説明資料56ページ、ありませんか。

○議長(氏家良美君) ないようですので予算書の66ページから67ページ、5項社会教育費、予算説明資料57ページ、ありませんか。

竹中議員。

○6番(竹中進一君) 6番竹中です。66ページの青少年育成費のことについてお伺いいたします。今ちょっと20人の計画に対して19人とか、約予定人数に近い数字を示しておりましたがけれども、今年度、7年度は10名と約半数でございます。これは事前研修が児童にとって重荷になるのか、それとも研修内容が児童にとって魅力的ではないと映ったとか、そういったような心配もあるわけですがけれども、教育長さんはどのようにお考えでしょうか。

○議長(氏家良美君) 下川教育長。

○教育長(下川徳久君) 2点あったかと思えます。事前の研修が負担になっているのかということについてお答えをします。事前の研修についての負担があるという声は、子どもたちからは上がっておりません。それから、原因につきましてなんですが、今年度の数が減った部分についての私ども教育委員会の押さええといたしましては、それぞれ小学校6

年生、中学1年生、参加できる可能な期間が2年となっておりますので、それぞれ担当が聞き取りをしたところ、次年度どうしても行きたいんだというところがありましたので、次年度については、参加が増えるものと見ておるところです。以上です。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 対象の児童生徒が今年度は行けなかったよと、次年度だったらいけるからっていうことであれば対象の学年を緩和して、今年度行けなかった人、来年度都合ついた場合には、受入れていくということで理解してよろしいですか。

○議長（氏家良美君） 工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） 小学校6年生と、それから中学校1年生を対象としてまして、小学6年生に行けない場合には中学校1年生で参加申込みするというので、事前の調査の中で中学校になったら行きたいということがありましたので、来年度につきましては20名を対象にして考えていきたいということです。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） そしたら、都合悪くなった人は中学1年生では対象者がいなかったということですか。

○議長（氏家良美君） 工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） 中学校1年生で募集したときにはいなかったんで、そのときにはいないということになります。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） そしたら、今年余ったっていうか、予算がちょっと浮くわけですけど、その予算を使ってでも人数、全体の人数も増やせるっていうふうに解釈してよろしいですか。

○議長（氏家良美君） 山本町長。

○町長（山本政嗣君） 予算措置のほうは町部局のほうのことになりますし、先ほどの繰り返しになりますけども、政策的な判断でということになりますけれども、先程来、竹中議員がおっしゃってるのは、予算が余ったらその枠を使って対象者なり支給額増やせばいいんじゃないかっていう論でございますけれども、逆にそれをやってしまっただけで、予算が余らなかったときはどうするんだっていう行政の責任上のものがありますので、そういう中で制度の枠というものをきちっと定めながら、計画的にということの中で、2年間の期間の中で都合のいい期間を選んで参加してくださいね、というこの2年間の枠をつくっての事業でありますので、その枠の中で動いていくと。今年はまだま少なかったけれども、来年の期待も希望もあるんで、そこは次年度に向けた取り組みを教育委員会のほうで、参加者の増強に向けた取り組みを行っていくんだと思いますけれども、そういったことで御理解を頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。先ほどと同じ同ページになります。新冠町少年国内研修交流事業です。3月17日に報告会がございますので大変楽しみにしております。その上で質問なんですけれども、ちょっと今一度、この時期について1月ということなんですけど、これ1月に設定した理由というのをちょっとまずお聞かせ願いたいのと、あと今回10名だったんですけれども、子どもたちの声だと、児童生徒ですね、児童生徒の声だとか、保護者の思いだとかそういったものは、担当課としては聞き取りなどを行っていますでしょうか。2点お願いします。

○議長（氏家良美君） 工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） はい。1点目ですけども、小学校6年生と、それから中学校1年生を対象にしてるわけですけども、なるべく学校に慣れた状態で、また事前研修、それから事後研修があるものですから、どうしても時期が冬場になってしまうということになります。夏休み、それから行けるとしても夏休み、それから冬休みという選択になるかと思えますけども、冬休みのほうがどちらかというと、子どもたちも参加しやすいんじゃないかというふうに考えているところです。子どもたちそれから親御さんの感想につきましては、毎回事後研修を通しながらですね、それぞれ意見を聴取して、発表という形にしています。そういった中で、北海道と違う沖縄を経験しながらですね、大変いい勉強になったということで、自分たちの成長にも繋がったというような話を聞いてますし、今回、中川区の保護者、中川区の受入事業というのを開始したところですけども、今回のやり方として見れば、実行委員会を組織して、体験した子どもたちの保護者を中心にですね、実行委員会を組織して中川区の子どもたちを受入れたという経過がございます。これをこの受入れは、初めてですね、親御さんたちが自らケーキをつくって振舞ったり、それから豚汁を作ったりだとか、とても心温まるおもてなしをしてですね、大変有意義に終わったということもありますので、その辺につきましてはですね、研修だけではなく、そのほかの波及効果っていうのがすごく高いのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の68ページから69ページ、7項学校給食費、予算説明資料58ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入に入ります。予算書が戻りまして、8ページから9ページをお開きください。質疑はページごと一括して行います。12款分担金及び負担金から14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金まで、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の10ページから11ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金から15款道支出金、3項道委託金、

3目農林水産業費道委託金まで、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の12ページから13ページ、16款財産収入から20款諸収入までありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので予算書の14ページから15ページ、21款町債ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第13号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再会 午後 2時25分

○議長(氏家良美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第18 議案第14号 ～ 日程第19 議案第15号

○議長(氏家良美君) 日程第18、議案第14号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、日程第19、議案第15号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長(新宮信幸君) 議案第14号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、このたびは3回目の補正となります。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1921万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億193万6千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、10ページから11ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費267万9千円の減。12節委託料264万3千円の減額及び13節使用料及び賃借料3万6千円の減額は、国民健康保険市町村事務処理標準システムのガバメントクラウド移行に係る環境構築業務の委託料、及び専用ポートの利用料の決算見込みによる減額です。2目連合会負担金103万7千円の減。18節負担金補助及び交付金103万7000円の減額は、1目と同様に、市町村事務処理標準システムのガバメントクラウド移行に係る国保連合会への負担金の決算見込みによる減額です。12ページから13ページに移ります。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金50万円の追加。18節負担金補助及び交付金50万円の増額は、出産育児一時金について、当初、対象者を3名と見込んでおりましたが、1名増の4名の決算見込みとなりましたことから、増額するものでございます。14ページから15ページに移ります。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付費分590万9千円の減。18節負担金補助及び交付金590万9千円の減額は、医療給付費分として北海道に納める負担金でございまして、北海道からの通知に基づく決算見込みにより減額するものです。16ページから17ページに移ります。4款保健事業費、1項1目ともに特定健康診査等事業費、補正額はありませんが、当該経費の充当財源として道支出金に予算計上しております、国民健康保険給付費等特別交付金の令和6年度分が確定し、7万8千円増額となりましたので、補正額の財源内訳において、特定財源を増額し、一般財源を減額したものです。18ページから19ページに移ります。6款諸支出金、4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金875万1千円の減。27節繰出金875万1千円の減額は、直営診療施設繰出金で国保診療所で申請しております、特別調整交付金のへき地診療所運営費分等の減額で、北海道から交付される金額を国保会計を經由して国保診療所会計に繰り出すものでございます。詳細については、診療所会計で説明いたします。2目国民健康保険財政安定化基金積立金133万7千円の減。24節積立金133万7千円の減額は、歳入予算が不足するため、基金積立金を減額するものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開きください。1款、1項共に国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1299万7千円の減。1節医療給付費分現年課税分798万5千円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分201万7千円の減額、及び3節介護納付金分現年課税分118万9千円の減額は、失礼いたしました。2節後期高齢者支援金分現年課税分先ほど201万7千円の減額と申しましたが、395万9千円の減額ですので、訂正させていただきます。及び3節介護納付金分現

年課税分118万9千円の減額は、それぞれ調定見込額の98%を収納額として見込んだものです。4節医療給付費分滞納繰越分13万円の増額、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分3万1千円の増額、6節介護納付金分滞納繰越分2万5千円の減額は、それぞれ決算見込みによるものです。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金867万3千円の減。2節保険給付費等特別交付金867万3千円の減額のうち、1特別調整交付金875万1千円の減額は、国保診療所で申請しております、特別調整交付金のへき地診療所運営費分等の減額で、詳細については診療所会計で説明いたします。2特定健康診査等負担金7万8千円の増額は、令和6年度分の交付金額が確定し、追加交付となったものです。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金308万6千円の減。4節その他一般会計繰入金308万6千円の減額のうち、1、一般会計繰入金、出産育児一時金補助3分の2分、33万4千円の増額は、対象者の1名増に伴う増額。2、一般会計繰入金、その他342万円の減額は、市町村事務処理標準システムのガバメントクラウド移行費用に対するデジタル基盤改革支援補助金分で、決算見込みによる減額です。8ページから9ページに移ります。2項1目共に基金繰入金350万3千円の追加。1節基金繰入金350万3千円の増額は、歳入歳出予算の差引きで生じた財源不足について繰入れするものです。6款、1項、1目ともに繰越金204万円の追加。1節繰越金204万円の増額は、前年度繰越金で、額の確定に伴う予算化です。

以上が議案第14号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第15号の提案理由を申し上げますので、お聞き願います。

議案第15号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。

令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算。このたびは3回目の補正となります。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1016万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億973万7千円にしようとするものです。繰越明許費の補正がありますので、次ページをお聞き願います。第2表、繰越明許費の補正は1追加です。2款総務費、1項総務管理費、一般管理費、括弧後期高齢者医療事務支援システム改修業務94万8千円は、令和8年度から子ども子育て支援金制度が創設されることに伴う、被保険者から支援金を徴収されるためのシステム改修事業で、全額国庫補助で実施するものですが、年度内に業務の完了が見込めないことから、事業費全額を繰り越すものです。

次に、事項別明細書の歳出の説明をいたしますので、8ページから9ページをお聞き願います。2款、1項、1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金1016万3千円の追加。18節負担金補助及び交付金1016万3千円の増額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める保険料負担金で、保険料の決算見込額を試算しましたところ、不足額が生じる見

込みとなりましたので、増額するものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開きください。1款、1項共に後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料814万6千円の減。1節現年度特別徴収保険料814万6千円の減額は、保険料の決算見込みによる減額です。2目普通徴収保険料1830万9千円の追加。1節現年度普通徴収保険料1830万9千円の増額につきましても、保険料の決算見込みによる増額です。

以上が議案第15号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第14号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第14号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第15号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号

○議長（氏家良美君） 日程第20、議案第16号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第16号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算。このたびは3回目の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ177万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2908万2千円としようとするものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、8ページから9ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費、補正額はございませんが、財源内訳で特定財源にサービス収入の増加分を一般財源から振り分けております。続いて、3目通所介護事業費177万7千円の減額。12節委託料177万7千円の減額は、新冠ほくと園が指定管理を行っている、デイサービスセンターの指定管理料で、利用率及び収支が安定的な運営となっているため、当初の見込みより減額するもの。

次に、歳入について御説明いたしますので、6ページから7ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入240万8千円の追加。施設入所の保険分の収入で、当初、稼働率95%で計上しましたが、令和7年12月末現在、96.9%となったため、増収分を増額補正するもの。次に、2項自己負担収入、2目自己負担収入174万3千円の追加。施設入所の稼働率増加及び入退所による階層の変動のため増額。次に、3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入85万9千円の減額。入退所による階層の変動のため減額するものです。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金506万9千円の減額。歳入の財源調整分として繰入れている一般会計からの繰入金を繰り戻すもの。

以上が、議案第16号の提案理由の説明でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第16号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第1

○議長（氏家良美君） 日程第21、議案第17号、令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案第17号、令和7年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案の1ページを御覧ください。今回は第1回目の補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7250万5千円にしようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書、歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費283万円の追加。9ページを御覧ください。2節給料38万4千円、3節職員手当等45万3千円、4節共済費6万6千円の追加は、人事院勧告に伴う事務部門の人件費補正。10節需用費150万円の追加は、修繕料の予算補正となりますが、老朽化が著しい施設の修繕費用として、給湯管水道管漏水修理、屋上や壁の雨漏りクーキング修理、その他一般備品の修理、さらに内視鏡機器の部品交換などの医療機器の修繕も頻発しております。18節負担金補助及び交付金42万7千円の追加は、退職手当組合負担金の利率改定に伴う予算補正。次の10ページに移ります。2款、1項、1目ともに医業費70万1千円の減額。1ページを御覧ください。1節報酬762万円の追加。常勤医師1名の長期病気休暇及び連携医療機関の派遣終了に伴い、診療体制を維持するため、個人応援医師の依頼増加による報酬予算の追加補正。2節給料535万9千円の減、3節職員手当等43万8千円の減、4節共済費123万9千円の減は、それぞれ事務職員以外の医療従事者に対する人事院勧告に伴う人件費の追加補正、加えて、看護師や理学療法士の退職減による予算調整後の補正額となります。10節需用費250万円の追加は、医薬材料費の予算補正であります。マスクやビニールエプロンをはじめ、日常的に使用する診療材料費の購入量の増加に加え

て、物価高に伴う購入価格の増加によるものです。18節負担金補助及び交付金378万5千円の減額は、医師等をはじめとする医療技術職員の退職手当組合負担金の利率改定に伴う補正、そのほか医師出向負担金として、連携医療機関の派遣終了に伴う予算の減額補正。次の12ページ、13ページを御覧ください。3款、1項ともに公債費、2目償還金利子33万7千円の追加、償還金利子の利率変更に伴う予算補正。

次に歳入の説明をいたしますので、6ページ及び7ページをお開きください。1款診療収入、1項診療収入、1目健診等収入、1節健診等収入80万円の減額。主に、ワクチン接種の減少に伴う予算現額。2目入院収入、1節入院診療収入1875万7千円の減額。当初予算で1日平均入院患者数15名と想定しておりますが、主に医師体制の影響により、本年度は8名から9名程度となる見込みであることから、収入減額相当額を減額するもの。3目外来収入、1節外来診療収入2632万円の減額。当初予算で1日平均外来患者数を60名と想定しておりましたが、医師体制などの不安定さから、本年度は40名から45名程度となる見込みであることから、収入減相当額を減額するもの。2款診療外収入、1項使用料及び手数料、1目使用料、1節使用料14万円の減額。主に、入院患者数の減少に伴う病衣使用者の減による予算補正。2目手数料、1節手数料20万円の減額。各診断書や証明書の依頼減に伴う予算補正。3款道支出金、1項道補助金、1目道補助金、1節道補助金147万6千円の追加。電源立地地域対策交付金金額の確定に伴う予算追加。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金6063万4千円の追加。歳入歳出予算の差引調整として追加するもの。2目国保会計繰入金、1節国保会計繰入金875万1千円の減額。国保会計を経由して、国民健康保険特別調整交付金決定額を繰入れをするものでありますが、主な減額理由として、メニューの中のへき地診療所運営事業分の算定基準にある入院患者数の減により交付金決定額が予算を下回ったことから、予算補正するものです。5款、1項、1目ともに繰越金467万6千円の減額。前年度繰越金確定額が予算を下回ったことから補正するもの。

以上が、議案第17号の提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井です。補正のちょっと範疇では結構厳しい数字かなあというふうに思います。そこでちょっと入院診療収入と、外来診療収入のこの下がり方が少し多いような感じがしたので、これどういう理由が裏にあるのか、その理由をまず聞きたいのと、入院患者が15名のところ8名から9名で、今推移してるということなんですけれども、看護師不足など、医師不足、看護師不足ですね、そういった懸念の部分についてもお聞きしたいと思います。それとあと、今年度は幾らぐらい、概算でもいいんですが、

分かる範囲で診療収入減っているのか、3点お願いいたします。

○議長（氏家良美君） 杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） はい、お答えいたします。入院患者数及び外来患者数の減少についてですけれども、大きな理由といたしましては、渡部所長の病気休暇により、常勤医師が2名から1名になったというのが主な理由でございます。例えば入院であれば、渡部所長が病気休暇で休暇を取得する前の2か月間でいけば、1日平均入院患者数は15名で推移しておりました。その後、医師が2名から1名になったことによって、どうしてももう1名の医師が外来対応等に時間を割くことによって、入院の対応が難しくなったということもありまして、一時的に入院の制限をしたこともあります。今、現在は解消していますけれども、ということもございまして、入院患者数の減が入院収益の減につながっております。同じく、外来についても同じような現象でありまして、加えてリハビリ部門の休止をしておりますので、その分が加わったということもありまして、あわせて休診等も行っておりますので、休診の影響も患者数に影響しているかなというふうには思っております。今回の入院及び外来収入の減の主な理由としましては、医師体制の不安定さというのが主な理由でございますので、看護師が減少したからというようなものはあまり大きく影響はしておりません。数字、今回補正でしたものがですね、減額相当額というふうな数字になりますので御理解願います。

○議長（氏家良美君） 長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） はい。3番長浜です。一般会計繰入金についてです。7年度は当初予算で約1億4000万を見込み、最終的に6000万円の増額補正となり、2億円を超えました。行政報告において、閉所方針化による診療所運営は、財政的にも職員体制維持の面でも予断を許さない状況と認識しております、とありました。室蘭市の例を見るまでもなく、病院診療事業についてはどの自治体も同じ状況であり、自治体経営を大きく左右するものです。厳しい財政運営が迫られる中、閉所予定である診療所に対しての一般会計繰入金額の目安について伺います。

○議長（氏家良美君） 山本町長。

○町長（山本政嗣君） 結論から申し上げまして、現状の中で診療所を徳洲会の計画と合わせた中で、どの程度まで持ちこたえられるかどうかということ、今、この場で目安といえども幾らぐらいとか、幾らまでとかっていうことについては、ちょっと差し控えさせていただきたいなというふうに思います。前段、議員から御指摘頂きましたように医療業界、新冠町だけではなくて、やはり札幌、室蘭でも同じようなことが記事になってますけれども、医療業界全体が経営不振になるケースが散見される、その中でM&Aが進行しているというような情報もある中での、この不採算地区といわれる田舎での医療運営、これは本当に当町だけでなく管内的にも難しいものがあると思います。例えば室蘭市のように、閉所しても違う病院が市内にある場合については、補完機能があるという部分の中で、この構想はスムーズといいたいでしょうか、うまくいく方策が見いだせるかもしれませんけれ

ども、私たちの町のように、町から医療機関がなくなってしまうとっていう地域にとっては本当に死活問題になる。そういう意味では、この厳しい時代、徳洲会のお話がかうして頂けたということについては、私たちの医療行政を進めていく上での明るい兆しにもつながるんじゃないかなというふうにして考えております。先ほど事務長から、一般会計の繰入金が増えた理由、これは明らかに診療報酬が減った、この大きな理由については、渡部所長の長期療養の休暇、これに伴って病棟の患者さんを診る人数を減らさなければいけなかった、それから担当されてた患者さんも、それは減っていくという要素につながりますから、そういうことであつたということであります。幸いなことに、5月1日から新しい先生に着任頂きます。私どもとしては、渡部所長の代わりですぐ元の病院に、診療所に戻るとは想定してませんけれども、常勤医師が常駐することによって、この診療報酬の改善につながる要素ができてきたわけでありますから、新しく着任する先生にはそういった当町の事情も含めた中で、うちの診療所の診療に当たっていただくということをお願いしなければいけないというふうに思います。そこで、行政報告にも病院運営っていうのは、本当に私たちの一般行政の仕事と違って、お医者さんを中心に医療行為をするということの中での特徴的な部分も秘めております。今、細かい話まで、ここでいろんな部分で説明することは不可能でございますので、行政報告の中でも今後の新しい病院の計画の進捗、あるいはそこに向かっての診療所の運営については、議会とも協議をさせていただきたいというようなことも付け加えさせていただきましたけれども、ぜひそういった細かい事情、それから現場は現場でそういう中において本当に苦勞してる部分もありますので、そういった事情の中でなかなかうまく進まないというような事情も含めてですね、是非議員の皆さんにもそこを共有していただきながら、今後の私たちの方策について議論をさせていただきたいというふうに思いますので、今日の補正の段階での一般会計の繰入れ、あるいは今後の見通しについてのことについては、そういう形の中で御理解を賜りたいというふうに思います。ぜひ常任委員会等の中で調査の項目に加えていただきたいというふうにも、こちらからお願いを申し上げながら、答弁とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですのでこれで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第17号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第18号 ～ 日程第23 議案第19号

○議長（氏家良美君） 日程第22、議案第18号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算、日程第23、議案第19号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺西建設水道課参事。

○建設水道課参事（寺西訓君） 議案第18号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算。1ページをお開き願います。このたびは第3回目の補正となります。

このたびの主な補正理由につきましては、光熱水費及び動力費における電気料増に伴うもの、委託料及び工事費における入札執行に伴う執行残の減、令和8年度分人件費見直しに伴う減額であります。第1条総則。令和7年度新冠町簡易水道事業会計の補正予算は次に定めるところによるものであります。第2条業務の予定量。令和7年度新冠町簡易水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量は、次のとおり補正するものです。主要な建設改良事業、水道施設維持工事、既決予定額3997万4千円を666万6千円減額し、3330万8千円にするものです。第3条収益的収入及び支出。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正するものです。収入、第1款簡易水道事業収益、第2項営業外収益76万1千円を追加し、1億6463万3千円とし、簡易水道事業収益総額3億715万2千円に。支出。第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用492万2千円を追加し、2億5473万3千円とし、簡易水道事業費用総額2億7466万円にするものです。第4条資本的収入及び支出。予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7043万4千円は、過年度損益勘定留保資金1783万6千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額451万2千円、当年度損益勘定留保資金3794万2千円及び当年度未処分利益剰余金1014万4千円で補填するものとする、に改めるものです。収入。第1款資本的収入、第2項その他資本的収入593万3千円減額し、1406万7千円とし、資本的収入総額5645万円に。2ページへ移ります。支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費666万6千円を減額し、3330万8千円とし、資本的支出総額1億2688万4千円にするものです。第5条議会の議決を得なければ流用することができない経費。予算第7条に定めた、議会の議決を得なければ流用することができない経費を、次のとおり補正するものです。職員給与費を82万4千円減額し819万3千円とするものです。第6条他会計からの補助金。予算第8条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を次のとおり補正するものです。他会計補助金234万4千円を減額し、総額1億681万4千円とするものです。第7条利益剰余金の処分。予算第9条に定めた当年度利益剰余金の処分量を次のとおり補正するものです。第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として、1362万2千円減額し、1

014万4千円とするものです。次に、補正予算第3号明細書で説明いたしますので、14ページをお開き願います。第3条の収益的支出。第1款簡易水道事業費費用492万2千円の追加、1項営業費用、1目原水及び浄水費117万1千円の追加、10節光熱水費24万6千円の追加、電気料の増加に伴うものです。13節委託料94万3千円の減額、施設委託管理委託料2件、水質検査委託料の入札執行残に伴う減額です。18節動力費186万8千円の追加、電気料増に伴うものです。2目配水費及び給水費7千円の追加、13節委託料13万2千円の減額、管路図面作成業務委託ほか2件入札執行に伴う減額です。18節動力費13万9千円の追加、電気料増に伴うものです。3目受託工事費、28節工事請負費111万1千円の減額、メーター器交換取付工事4件、入札執行残に伴う減額です。4目業務費、20節材料費85万4千円の減額、メーター器交換材料入札執行に伴う減額です。5目総係費、3節及び5節賞与引当金繰入額ほか82万4千円の減額、令和8年6月に支給する賞与について令和7年度で4か月分を計上しておりましたが、令和8年度より一般会計で計上するための減額によるものです。6目減価償却費、1節減価償却費25万2千円の減額、令和7年度工事による減価償却中の資産が減少したことによる減額になります。7目資産減耗費、1節固定資産除却費678万5千円の増、減価償却中の資産を一括で除却するための除却費になります。13ページに戻ります。第3条の収益的収入。第1款簡易水道事業収益、第2項営業外収益、1目、1節他会計補助金234万4千円の減額は、収益に関わる総資金不足を計上しております。2目、1節長期前受戻入310万5千円の追加、減価償却中の資産を一括で除却したため、その除却資産に関わる補助金相当額の残りを一括で計上したための増額となります。16ページに移ります。第4条の資本的支出。第1款資本的支出、第1項、1目建設改良費、28節工事請負費666万6千円の減額、節婦小橋架替工事に伴う水道管移設補償工事ほか1件、発注時、仮設配管等の見直し及び入札執行に伴う減額となります。15ページへ戻ります。第4条の資本的収入。第1款資本的収入、2項、1目その他資本的収入593万3千円の減額、資本的支出での工事請負費、節婦小橋架け替えに伴う水道管移設補償工事の補償費で、支出同様、発注時仮設管等の見直し及び入札執行に伴い減額するものです。

以上、議案第18号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げました。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第19号、新冠町下水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げますので、お開き願います。

議案第19号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。このたびの補正は3回目の補正となります。このたびの主な補正理由につきましては、建設改良費における社会資本整備総合交付金事業で、国より配当額が要望より大幅な減少となり、補助対象事業の減額、新ひだか町との維持管理及び建設負担金の減額によるものです。第1条総則。令和7年度新冠町下水道事業会計

補正予算は、次に定めるところによるものであります。第2条業務の予定量。令和7年度新冠町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量は、次のとおり補正するものです。主な建設改良事業、下水道施設汚水幹線工事、既決予定額5933万4千円を2730万2千円減額し、3203万2千円にするものです。第3条収益的収入及び支出。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正するものです。収入。第1款下水道事業収益、第1項営業収益を135万7千円減額し、4503万9千円とし、第2項営業外収益を375万2千円減額し、1億5734万4千円とし、下水道事業収益総額を2億238万3千円に。支出。第1款下水道事業費用、第1項営業費用を196万2千円追加し、1億8310万9千円とし、下水道事業費用総額を1億8927万4千円とするものです。第4条資本的収入及び支出。予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4370万7千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額313万1千円、当年度損益勘定留保資金3030万6千円、繰越未処分利益剰余金70万1千円及び当年度未処分利益剰余金956万9千円で補てんする、に改めるものです。2ページに移ります。収入。第1款資本的収入、第1項企業債1390万を減額し1570万、第3項国庫補助金1388万2千円を減額し1578万5千円とし、資本的収入総額を6584万8千円に。支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費2730万2千円減額し3232万9千円、第3項固定資産購入費638万2千円減額し850万円とし、資本的支出総額を1億955万5千円とするものです。第5条企業債。予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものです。下水道施設整備事業、下水道施設汚水幹線工事に関わる起債で、補正前限度額2096万円を補正後1570万円とするものです。第6条議会の議決を得なければ流用することができない経費。予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費を、次のとおり補正するものです。職員給与費を93万6千円減額し、940万4千円とするものです。3ページに移ります。第7条他会計からの補助金。予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正するものです。他会計補助金448万9千円減額し、総額1億1056万9千円とするものです。第8条利益剰余金の処分。予算第10条に定めた繰越未処分利益剰余金及び当年度利益剰余金の処分額を次のとおり補正する。第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補填として、328万円を減額し、1027万円とするもの。次に、補正予算第3号明細書で説明いたしますので、15ページをお開き願います。第3条の収益的支出。第1款下水道事業費用196万2千円の追加、1項営業費用、1目管渠費、13節委託料16万5千円の減額、管路施設維持管理業務委託、入札執行に伴う減額です。2目ポンプ場費、13節委託料17万6千円の減額、ポンプ場管理業務委託料、入札執行に伴う減額になります。4目総係費、3節及び5節賞与引当金繰入額ほか77万8千円及び15万8千円の減額、令和8年6月支給賞与について令和7年度で4か月分を計上していましたが、令和8年度より一般会計で計上するための減額するものです。22節負担金133万3千円の増額、新ひだか町等の公の施設の利用に関する協定に基づき、

汚水処理水量比での負担金、令和6年度精算において終末処理場の維持費の増に伴うものです。5目減価償却費、1節減価償却費91万6千円の増額、令和6年度工事分の計画償却費の修正を行ったことによる増額となります。6目資産減耗費、1節固定資産除却費99万円の増額、減価償却中の資産を一括で除却するための除却費となります。14ページに戻ります。第1款下水道事業収益510万9千円の減額、1項営業収益、1目、1節ともに下水道使用料135万7千円の減額、下水道使用料、施設使用料は使用料件数減に伴うものです。2項営業外収益375万2千円の減額、1目、1節ともに他会計補助金448万9千円の減、収益に関わる総資金不足分を計上しております。2目、1節ともに長期前受金戻入737、失礼しました。73万7千円の追加、一括償却した資産の補助金分を一括戻入するための追加となります。17ページに移ります。第4条の資本的支出。第1款資本的支出3368万4千円の減額、1項、1目建設改良費、28節工事請負費2730万2千円の減、下水道施設汚水幹線工事、社会資本整備総合交付金事業で、国の事業費配分が大幅に要望額に対し減少したため。3項固定資産購入費、1目無形固定資産購入費、1節施設利用権638万2千円の減額、新ひだか町との公の施設の利用に関する協定に基づき、下水道施設建設費の負担金であり、清算において、負担対象となる一般財源分が減少したためとなります。16ページに戻ります。第4条の資本的収入。第1款資本的収入2778万2千円の減額、1項企業債、1目、1節ともに建設改良企業債1390万円の減額、2ページの企業債で説明したとおりですので省略させていただきます。3項、1目、1節ともに国庫補助金1388万2千円の減額、社会資本総合交付金で、資本的支出、建設改良費で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上、議案第19号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第18号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は議案書1ページから16ページまでの全部収入と支出を一括して行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。16番、16ページの明細書のことについてお伺いいたします。支出は節婦小橋の水道管の敷設替えということで、ちょっと確認したいんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（氏家良美君） 寺西建設水道課参事。

○建設水道課参事（寺西訓君） はい。この項目、この項目については、確かに節婦小橋の架替工事に伴う水道管移設工事、それとですね、本町、中央町における踏切改良部分の配水管の敷設外工事も含まれております。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 節婦小橋ということであれば、小橋という印象を受けると、それほど延長がないのにこれだけの支出をするというのはどうかなというふうに思うんですけど、その辺のあたりのことについて御説明をお願いします。

○議長（氏家良美君） 寺西建設水道課参事。

○建設水道課参事（寺西訓君） 節婦小橋については、約50メートルぐらいの部分で敷設替しております。で、どうしても工事中は仮設管を用いて給水を行わなければならないので、その分余計に費用がかかるような形になっております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですのでこれで質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は議案書1ページから17ページまでの全部収入と支出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第19号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。
御苦労さまでした。

(午後 3 時 3 0 分 閉議)